

令和4年第3回ニセコ町議会定例会 第1号

令和4年3月8日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 令和4年度町政執行方針
- 6 令和4年度教育行政執行方針
- 7 議案第 1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）
（提案理由の説明）
- 8 議案第 2号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 9 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 10 議案第 4号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例
（提案理由の説明）
- 11 議案第 5号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 12 議案第 6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 13 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 14 議案第 8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 15 議案第 9号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 16 議案第10号 ニセコ町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 17 議案第11号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 18 議案第12号 ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）

- 1 9 議案第 1 3 号 ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
(提案理由の説明)
- 2 0 議案第 1 4 号 令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 2 1 議案第 1 5 号 令和 3 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 2 2 議案第 1 6 号 令和 3 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 2 3 議案第 1 7 号 令和 4 年度ニセコ町一般会計予算
(提案理由の説明)
- 2 4 議案第 1 8 号 令和 4 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 2 5 議案第 1 9 号 令和 4 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
(提案理由の説明)
- 2 6 議案第 2 0 号 令和 4 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 2 7 議案第 2 1 号 令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 2 8 議案第 2 2 号 令和 4 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算
(提案理由の説明)

○出席議員（10名）

1 番 篠 原 正 男	2 番 木 下 裕 三
3 番 高 瀬 浩 樹	4 番 榭 原 龍 弥
5 番 斉 藤 うめ子	6 番 浜 本 和 彦
7 番 小 松 弘 幸	8 番 高 木 直 良
9 番 青 羽 雄 士	1 0 番 猪 狩 一 郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片 山 健 也
副 町	長	山 本 契 太
会 計 管 理 者		加 藤 紀 孝
総 務 課 長		福 村 一 広

防 災 專 門 官	青 田 康 二 郎
企 画 環 境 課 長	高 瀬 達 矢
税 務 課 長	鈴 木 健
町 民 生 活 課 長	中 村 正 人
保 健 福 祉 課 長	桜 井 幸 則
農 政 課 長	中 川 博 視
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	石 山 智
商 工 観 光 課 長	齊 藤 徹
商 工 観 光 課 参 事	高 橋 葉 子
都 市 建 設 課 長	黒 瀧 敏 雄
上 下 水 道 課 長	石 山 康 行
総 務 係 長	馬 淵 淳
財 政 係 長	島 崎 貴 義
教 育 長	片 岡 辰 三
学 校 教 育 課 長	前 原 功 治
町 民 学 習 課 長	芳 賀 善 範
こ だ も 未 来 課 長	淵 野 伸 隆
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	富 永 匡
農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 寛 樹

○出席事務局職員

事 務 局 長	阿 部 信 幸
書 記	佐 藤 秀 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において7番、小松弘幸君、8番、高木直良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの10日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、高橋葉子君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、芳賀善範君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、富永匡君、農業委員会事務局長、佐藤寛樹君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と令和3年度定例監査の結果報告、東京都台東区、付偉形ほかから母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望、靖国神社国営化阻止道民連絡会議から日本国憲法の尊重・擁護に関する要請についてをそれぞれ受理しておりますので、報告します。その内容は、別紙のとおりです。

次に、12月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第3回ニセコ町議会に当たって、行政報告をさせていただきます。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

行政報告書1枚目をおめくりいただきまして、総務課の関係であります。後志町村会が12月23日、2月18日、それぞれ記載のとおり定期総会含めて開催をされています。役員改選等ありまして、国、北海道に選出する役員につきましては私、北海道の合併浄化槽協議会のほうの役員ということでご指名で、そちらを担当することになっております。

以下、それぞれ会議行っておりまして、1ページ目後段であります。第17回羊蹄山麓町村長会議、2月18日開催しております。鳥獣被害対策につきましては農林水産省への要望等行っておりますが、地元を管轄するJAようていさんにも要望書を出し、財政的な支援も含めてお願いをすることと決定しております。

次、2ページ目であります。3として後志総合振興局長との意見交換、2月21日、コロナウイルスの感染対策等について意見交換をさせていただいております。

その下、4として後志広域連合の各幹事会、それから連合会議、それぞれ記載のとおりとなっております。

また、後段、5として羊蹄山ろく消防組合会議、羊蹄山ろく消防組合議会に出す内容について審議をされております。

次、3ページ目おめくりいただきまして、6、北海道自治体情報システム協議会が記載のとおりオンラインであります。開催されております。定期総会は書面会議ということになっております。協議会の会長を拝命しておりますので、進行させていただいておりますが、自治体DXを含めて現在情報システム協議会のほうで作業を進めているというような状況でございます。

その下、7としてニセコ町危機管理対策本部会議、1月20日、1月25日、そして4ページ目、それぞれ記載のとおり会議を開催させていただきまして、コロナウイルス感染関係についての情報交換等行っております。

その後段のほう、9として飛んでいただきまして、土地の寄贈につきましてそれぞれ記載のとおり、4ページ目、それから5ページ目の上段まで記載のとおりとなっております。それぞれ4者の方から山林、原野9筆、5,847平方メートルのご寄附をいただいているところであります。

その下、中段であります。10として土地の売買及び立木の売払い等についてということで、そ

れぞれ新幹線の関係等、記載のとおりとなっております。

それから、6ページ目の上段であります。南しりべし森林組合に記載のとおり町の峠地区の町有林の間伐について売払いを行っているところであります。

その下、11として駐日ボスニアヘルツェゴビナの大使が来庁されて、意見交換をさせていただいております。

以下、12として令和3年度後志総合振興局雪害対策連絡会議、担当者のほうで出席をさせていただいております。

また、その下、13として原子力の専門有識者会議等、記載のとおりそれぞれ防災関係の会議が行われております。

その一番下であります。14として大規模災害時における相互協力に関する基本協定、1月14日、北海道電力株式会社様、北海道電力ネットワーク株式会社様と締結をさせていただいております。

次、7ページ目おめくりいただきまして、泊原子力発電所の安全対策等会議が記載のとおりずっと7ページに記載しております。

次に、8ページ目であります。企画環境課の関係であります。北海道新幹線並行在来線の関係につきまして、並行在来線対策協議会、12月、2月、それぞれ開催されております。以下、その下、幹事会ということで記載のとおりとなっております。第12回後志ブロック会議において小樽市と余市町を除く沿線につきましてはバス転換はやむを得ないという結論に至って、合意をされたところであります。これに関しまして、私、ニセコ町としては北海道新幹線の整備と併せてこれまでずっと検討を続けてまいりましたが、長万部・小樽間の並行在来線継続運行に関する事項につきましてはJR北海道の収入の大きかった2019年、令和元年においても収入4億6,000万円に対しまして運行費用は28億1,000万円ということで、23億5,000万円という赤字になっており、毎年20億円を超える赤字を計上し続けている状況でございます。また、並行在来線を今後維持しようとした場合、152億円を超える初期投資を要する試算となっており、30年間運行した場合の赤字総額は864億円を超える額の負担が生じる見込みとなっております。これまで北海道の発展に寄与してきた函館本線は、ニセコ町の開拓の歴史、町の暮らしの歩みとともにある状況であり、残せるものなら残したいというのが率直な私の思いでもあり、町民の皆様の中にもそのように思われている方も大変多くおられることではないかと思っております。しかしながら、今日置かれた経済状況や代替輸送の可能性を総合的に検討し、多額の負担をこれ以上後世の皆様に強いることはできないものと考えております。このようなことから、並行在来線を廃止し、バス転換に移行することはやむを得ないものと判断させていただいたところでございます。今後ブロック会議等通じてバス転換した場合の経費の負担の問題、あるいは住民の皆さん、町民の皆さんが利用しやすいバス運行の在り方、こういったものを鋭意検討し、開始時期につきましても今後検討してまいるということになっております。

次に、9ページ目おめくりいただきまして、3として住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金につきまして、令和3年12月10日基準日ということで、記載のとおりそれぞれ事務作業を進めているところであります。また、給付状況につきましては今後家計の急変世帯などにつきましては随時受付をいたしまして、申請期限を9月30日までということで調整をしているところであります。

その中ほど、4としてニセコ町土地開発公社からの寄附ということで、ニセコ町土地開発公社から1億円の寄附を1月24日、受理しているところでございます。

その下、5として第3回小・中学生まちづくり委員会、あるいは6として国際交流事業の実施状況、9ページ、10ページということで国際交流活動事業を記載させていただいております。

次、11ページ目おめくりいただきまして、7として地域公共交通確保維持改善事業の実施状況ということで、デマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

また、その下、8としてふるさとづくり寄附、ふるさと住民票の状況につきましてそれぞれ記載のとおりとなっております。11ページの一番下、令和3年度1月31日時点では、寄附者延べ数が1,377人の方からご寄附をいただいております、4,605万円ということになっております。今後またふるさとづくり寄附におきましても地域通貨の連動でありますとか、滞在者がニセコに来られて、スマートフォンから寄附をできるような、そういった新たな仕組みを現在検討しているところであります。

次、12ページ目であります、ふるさと住民票の状況、現在記載のとおり139名の方が登録いただいております。

以下、9として防災ラジオの配付状況、10として町への意見、問合せの対応状況、それからまちづくりトークを12月から5回開催している状況、それからこんにちは・おぼんですの状況につきましては新型コロナウイルス感染予防の観点から12月以降は開催していないという状況であります。

その下、13番目として広報紙の特集状況、記載となっております。

次、13ページ目おめくりいただきまして、14として行政視察の受入れ状況、記載のとおりとなっております。

15番、第204回まちづくり町民講座、世界での気候変動の議論と地域での脱炭素の取組について12月6日に開催をさせていただいております。世界で活躍されている地球環境戦略研究機構の藤野純一先生をお迎えし、また実際にSDGs推進の担当している下川町の清水瞳さんにも実態のご報告をさせていただいたところであります。

その下、飛んでいただきまして、17として地域脱炭素施策に関する意見交換ということで、環境省の大岡環境副大臣に札幌へ来ていただきまして、首長との意見交換ということで私も出席をして、いろいろお願いをしてきたところであります。

その下、持続可能な発展を目指す自治体会議、次のページ、14ページ目の上段も含めて記載のとおりとなっております。

その下、20、ニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会の取組状況、記載のとおりとなっておりますが、幸い蘭越で掘削調査を行ってございましたが、有望な割れ目が見つかったということで、継続して調査を進めるということになってございます。

その後段、21として電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する包括連携協定、これを2月18日、ニセコ町民センターにおいて蘭越町、ニセコ町、倶知安町、日産自動車、北海道日産自動車、札幌日産自動車、日産プリンス札幌の7者により包括連携協定を締結させていただいたところであります。今後エリアのこういった温暖化対策の向上、あるいは災害にあつての電気自動車の

活用等、連携をして検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

次、15ページ目おめくりいただきまして、22として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況であります。令和2年度の繰越し、それから令和3年度事業分、記載のとおりとなっております。当初で3,000万円ほど現在予算計上させていただいて、ご審議いただくというような状況になってございます。

その下、企業版ふるさと納税につきまして、鉄道文化や地域のヘルスケア、あるいはSDGs、SDGs街区への企業版ふるさと納税、受領をしております。寄附総額3,990万円ということになっておりまして、株式会社宮坂商店、シミックソリューションズ株式会社、株式会社中山組、株式会社フコク、株式会社あんしん保証、株式会社サンコー、株式会社上田商会、それぞれ7社からご寄附をいただいているところであります。

その下、24として第201回まちづくり町民講座、コモンから考える森林資源を開催させていただいております。ベストセラーで様々な文献を出されております経済思想家で、大阪市立大学准教授であります斎藤幸平さんをお迎えし、また現在私どもまちづくりのご指導いただいている株式会社トビムシの竹本代表取締役との対談等含めて会場の皆さんと意見交換させていただいたという状況であります。

次、16ページ、25としてワーケーションモデル事業をそれぞれ記載のとおり開催しております。

その下、26としてSDGsに関わる取組についてということで、NISEKO生活モデル地区構築事業に係る資金貸与ということで、株式会社ニセコまちに1億円の貸付けをしております。

その下、SDGs関連会議等にそれぞれ担当のほうで出席をさせていただいております。その16ページ一番下であります、(3)としてESD推進ネットワーク北海道地方フォーラムということで書いてありますが、教育旅行といえますか、教育におけるSDGsといえますか、持続可能な教育の在り方というもの在今后大変重要になるということで考えておりますので、リゾート観光協会と含めて連携して今後とも対策を進めてまいりたいと考えております。

次、17ページ目、JICA含めて視察の状況、そこに記載のとおりとなっております。

中段、27、ニセコ中央倉庫群指定管理状況ということで、ニセコ中央倉庫群旧でん粉工場1号倉庫、広場等につきまして協定を結んでいる関係の内容について記載のとおり利活用されているとの状況であります。

また、18ページ目、上段であります、ニセコ中央倉庫群に係る指定管理者の募集と決定の状況、記載のとおり、候補者の選定等、記載のとおりとなっております。

その下、29としてチャレンジキッチン取組、記載のとおり中央倉庫につきまして取組がなされているという状況であります。

その下、30として2022年度採用地域おこし協力隊の募集及び応募状況につきまして、19名の皆さんが応募され、8名の方が現在内定ということになっているという状況であります。

また、その下、31として現役の地域おこし協力隊の活動状況ということで、19名の方が希望されて、それぞれ活躍をされているという状況です。

32としてお試し協力隊の実施ということで、記載のとおり実施をしております。

次、19ページ目をおめくりいただきまして、34、オンライン移住相談会等の出展ということで、それぞれ記載のとおり参加をし、それから35、Shiribeshi留学につきましてはこういったコロナ禍の状況でオンライン開催ということになってございます。

次、20ページ目、税務課の状況であります。現年度分、滞納繰越し分、合計で収入額が8億4,233万円ということで、収納率が2月末日現在96.29というような状況になってございます。以下、国民健康保険税の関係も記載のとおりとなっております。

次に、町民生活課の関係であります。町民センターの貸付け状況、それから2として住民基本台帳ネットワーク、いわゆるマイナンバーカードの交付状況、記載のとおりとなっております。

次、21ページ目をおめくりいただきまして、3として一般廃棄物の処理状況、ごみの収集量の実績等記載しております。

その下、4として令和3年度第2回羊蹄山麓環境衛生組合関係町村長会議が開かれております。羊蹄山麓環境衛生組合議会開催後、今後羊蹄山麓衛生センターの改築費等の具体的な額が提示されるということになっておりまして、今後この負担金が生尿の投入量に合わせて負担金額が決定するというようなことで、いかに生し尿といえますか、そういうものと、簡易水洗の量がニセコは多いということで、この量自体を減少させるということが大きな私どもの課題かなと思っておりますので、これらについても対策を講じていきたいと、このように考えているところであります。

その下、5として無料法律相談、札幌弁護士会のご協力で月1回、記載のとおり開催をしております。

その下、保健福祉課の関係であります。社会福祉委員、民生委員会が記載のとおり開催されております。

その下、ニセコハイツ及びきら里、グループホームの入所状況、現在満床の状況ということであります。

その下、3としてワクチン接種につきまして堀内ワクチン担当大臣と各加盟する首長、20名ほどであります。意見交換をさせていただいているところであります。大臣に対しましては、希望するワクチン量の確保、何とかお願いしたいということ現場から重ねて発言をさせていただいております。

次、22ページ目、上段、4として新型コロナウイルスワクチンの接種状況ということで、1回目、2回目、それぞれご報告させていただいたような内容であります。3回目接種が2月末現在、全人口の状況書いております。また、うち65歳以上の状況が1,014名、接種率が73.7%ということになってございます。

その下、5として各種健康診断の状況、ずっと記載のとおり、(1)から(4)まで、それから6として産後ケアの相談状況、7として精神障害者交流事業ということでお茶会inニセコを2回開催させていただいている状況、それから23として健康の運動教室や地区巡回健康教室の状況、記載のとおりとなっております。

その下、10として倶知安厚生病院第2期整備費用負担事業につきまして幹事会がオンラインで行われたほか、(2)のところに記載のとおり、倶知安厚生病院に係る第2期整備事業の状況という

ことで記載させていただいております。倶知安厚生病院第2期整備に係る建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事につきまして、北海道厚生連と各受注者が2月1日付で契約を締結いたしております。この結果、整備費用額は37億968万円、このうち国、道補助金の見込額3億9,700万円を予定しており、これを差し引いた自治体負担額は33億1,268万円となります。この結果、協定書の金額はこれまで協定を結んでいる金額の範囲内ということになる見込みということでございます。また、事業年度が1年延長となり、令和3年度から令和8年度までの工事期間となることが北海道厚生連より提示をされております。このことにつきましては、3月1日、倶知安厚生病院第2期整備推進協議会で承認をされたところでございます。自治体負担の総額は協定書の金額から微減というふうになりますが、各年度における工事工程や施工業者への費用支出時期が当初の計画から変更になったことで令和3年度負担額は減額になりますが、次年度以降の負担額が増額となるということになっております。したがって、令和3年度の減額補正と併せて債務負担行為の変更について本定例会に提案をさせていただきますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

その下、11として令和3年度地域包括センターの運営状況、それから(2)として地域ケア会議、サービス調整、それぞれ記載のとおり進められております。

また、24ページ目、上段のほうであります、(3)として介護予防事業でありますとか家族介護の交流、家族介護教室、それから6として認知症対策総合推進事業の10回の会議、それから(7)が介護予防プランや介護予防ケアマネジメント事業、それぞれ記載の数字となっております。

次、25ページ目、農政課の関係であります。1として経営所得安定対策の実施状況、それぞれの経営体につきましての交付金額、そこに記載のとおりとなっております。

その下、2として南しりべし森林組合の通常総会、2月25日開催をされております。

その下、3、ニセコ町堆肥センターの運営状況、記載のとおりとなっております。

一番下、4、令和3年度有害鳥獣被害防止対策支援事業の状況について、設備、整備含めて電気柵、爆音機等、記載のとおりとなっております。

また、26として狩猟免許の試験の状況が記載のとおりとなっており、5に鳥獣の捕獲業務実績、記載のとおりとなっておりますが、アライグマが203頭、鹿48頭ほか記載のとおりとなっております。

その下、国営農地再編推進室の関係であります、それぞれ記載のとおり各種委員会等開催をされております。

次、27ページ目おめくりいただきまして、商工観光課の関係であります。1としてニセコ観光圏マネジャー担当者会議を記載のとおり開催させていただいております。

その下、2としてニセコ町持続可能な観光フォーラムの開催ということで、1月22日、現地、人数を限定しての参加とオンラインにより行っております。UNWTO駐日事務所の本保代表、国連世界観光機構の駐日事務所で、本保代表におかれましては小樽市出身で、初代観光庁長官ということで、本町の観光に対しても大変いろんなご支援をいただいている方にお話を伺っております。

その下、3として新型コロナウイルス感染対策に伴う経済対策の進捗状況、記載のとおりとなっております。ニセコ町商工会が実施いただいた商品券発行事業につきましては取扱店が121店、換金状況が2,344万1,000円というような状況となっております。

次、28ページ目、(2)、プレミアム付商品券発行事業、これは株式会社ニセコリゾート観光協会がプレミアム率20%で発行いただいたものでありますが、取扱店が86店、換金実績が7,911万2,000円ということになっております。補助金につきましては記載のとおりで、商工会、あるいは観光協会とも大きな成果があったものというふうに考えております。

その下、(3)として観光施設持続化支援給付金、これは現在ニセコ町内にあるゴルフ場、あるいは日々の経費がかかる温泉の維持のために支援をさせていただいたものであります。給付実績938万5,000円、その下、(4)としてスキー場新型コロナウイルス感染症予防対策強化支援事業ということで、私どもの冬の観光地の拠点であります各スキー場に対してそれぞれ記載のとおり支援をさせていただいたというものであります。29ページに支援額の合計、3件で780万円ということが記載されております。

その下、(5)、第三セクター経営維持給付金、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って営業短縮と、あるいは入場制限等させていただいたり、大きな影響が出ているキラットニセコ、あるいはニセコリゾート観光協会に対しまして支援をさせていただいたというものであります。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。

その下、4としてニセコスキー場安全利用対策連絡協議会の総会を12月29日、同日ニセコ町民センターにおいてニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会総会をそれぞれ開催をさせていただいております。

30ページ上段に6としてニセコ雪崩ミーティング、12月29日、記載のとおり開催をしております。

その下、7としてニセコ主要宿泊施設連絡会を記載のとおり開催させていただいたところであり
ます。

その下、飛んでいただきまして、10として令和3年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況、記載のとおりとなっております。

次、31ページ目ではありますが、11としてキラットニセコ取締役会、記載のとおりとなっております。

12、シーニックナイト2022が綺羅乃湯駐車場で記載のとおり開催されております。

その下、13としてようてい地域消費生活相談窓口の運営状況、記載の件数となっております。

その下、14、にぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況、利用実績が令和3年度3件、266万9,000円というふうになってございます。

その下、都市建設課の関係であります。1としてニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催ということで、12月と1月、それぞれ記載のとおり開催させていただいているところであります。

次、32ページ目の2として第22回ニセコ町都市計画審議会、1月25日開催させていただいております。

その下、3として役場庁舎の北海道赤レンガ建築賞の受賞ということで、1月31日、北海道赤レンガ賞建築奨励賞を受賞することができました。鈴木知事から賞状を受け取っております。多くの皆様のご努力、ご尽力、ご支援によって役場庁舎、超高気密、高断熱というものが大きく評価されたものと大変うれしく思っております。

以下、4として国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、届出件数3件、届出総面積が15.2ヘクタールということになっております。

その下、5として景観条例に基づく協議状況、12月から2月までで開発事業が4件、屋外広告物が2件ということになってございます。

その下、上下水道課の関係であります、1として近藤地区配水管漏水事故について、12月9日午前3時20分発覚ということで、記載のとおり対応させていただいております。

次のページめくっていただきまして、33ページ目であります、2として曾我地区第1配水管破損事故ということで、1月19日午前1時20分発覚ということで、記載のとおり対応させていただいたところであります。

その下、3として市街地区配水管漏水事故、1月20日午前1時40分発覚ということで、これにつきましては大変時間を要して対応させていただいております。市街地区の漏水量が尋常の量でなく、日々増大していくということでありまして、市街地区全町の断水ということも覚悟をして対応していたものであります。倶知安自衛隊、あるいは小樽開発建設部、倶知安保健所、北海道庁、それから共成レンテム、日本水道協会道央地区支部など関係するところに非常事態になる可能性があるということで様々にご支援をいただきながら、発見に至らなかった場合長期にニセコ市街地が断水するということでもありますので、これらの対応をしていたところであります、幸い市街地の中で住民の皆さんの通報をいただき、その場所を確認したところ、水道水であることが間違いないということで直ちに事業者の方に断水の処理を行ったところであります。この市街地を含め相当老朽化している塩ビ管といいますか、古い管がたくさんございますので、雪解け後漏水調査を改めてやることによってこういった事故をできるだけ減少させるように努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、34ページ目、教育委員会の関係、記載のとおりとなっております。農業委員会の関係であります、農地流動化事業助成金の見込みということで記載のとおりとなっております。

また、2として令和3年度賃貸借料の情報ということで、それぞれ10アール当たりの水準の基準額、記載のとおりとなっております。

その下、消防組合ニセコ支署の関係であります、1として羊蹄山ろく消防組合会議が12月1日開催をされ、2として消防団の幹部会議の開催等、記載のとおりそれぞれ会議が行われ、35ページ目の上段であります、3としてニセコ町婦人防火クラブ、ニセコ町少年消防クラブの合同防火啓発ですとか、その下に4として羊蹄山ろく消防組合の会議の開催、以降記載のとおりとなっております。

また、中ほど、6として令和4年度ニセコ消防出初め式が1月7日、コロナの感染対策ということで規模を縮小させていただいて、青羽団長のもと開催をされているところであります。

その後段、8として消防避難訓練指導についてということで、それぞれ消防のほうで指導させていただいております。

また、36として救命講習ということで、記載のとおりリッツカールトンで行われております、今後各事業者さんが消防のノウハウを学習する機会を増やしていくよう努めてまいりたいと考えて

おります。

その下、10として災害出動、救助出動、警戒出動、それから火災出動、37ページ目のほうには山岳救助出動、それぞれ出動状況、記載のとおりとなっております。

その下、11としてニセコ救急の出動先別出場の出動した状況について記載のとおりとなっております。

また、38ページ以降委託工事の状況について記載のとおりとなっております。

なお、今般ロシア連邦のプーチン大統領にあってウクライナへの軍事侵攻という大変な暴挙といえますか、こういう行為があったということで、これは許されない蛮行であるというふうに考えておりますので、文章を整理し、ニセコ町長として抗議文を出していただくという方向で現在調整させていただいているというような状況でありますので、議会の皆様のご理解をお願いさせていただければありがたく存じます。

以上をもちまして第3回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） おはようございます。それでは、教育行政報告につきましてご報告をさせていただきます。教育長、片岡でございます。

お手元の資料に沿いましてご説明申し上げます。教育委員会活動につきましては、令和4年第1回定例会が1月24日、役場多目的ホールで開催されてございます。報告案件、議事等につきましては、記載のとおりでございます。特に協議案につきましては、町内の卒業式及び入学式の教育委員等の出席につきまして、コロナの感染状況ということがございまして、卒業式、卒園式につきましては外部からの来賓等につきまして控える形で、卒業式につきましては学校関係者、卒業生、そして保護者についても制限した中で開催するという状況になってございます。入学式につきましては、今のコロナの状況を踏まえてまた再度検討させていただくこととなっております。

(2)の会議等につきましてですけれども、ニセコ町総合教育会議が2月16日、町長主催の下、開催されてございます。そこにおきましてはこども未来課が令和3年度、教育委員会の所掌ということで設置され、特にこども未来課のほうでいろいろな事業等に積極的に取り組んでほしいというお話、それからニセコ高校の将来構想、寮の整備構想等について改めて検討をしてほしいということ、それから学校施設の活用についてももっと有効に活用するような取組をしてほしいという要請を受けて、話をしたところでございます。

2番目として学校教育の推進ということでございますが、(1)、学校運営について、記載のとおり参観日等2月に予定していたものにつきまして蔓延防止等の重点措置によりまして中止を余儀なくされたところもございます。

また、②番目の学校内の活動、体験、特別学習等につきましても記載のとおりでございますが、一部中止ということになってございます。

2ページのほうの全国中学校体育大会につきましては、アルペンスキーのほうでは池田さんが参加をしております。クロスカントリースキーにつきましては、藤原天聖君がそこに記載のとおり

男子リレー第2走を務めて2位と。全国大会2位ということと、それから男子フリースキー5キロメートル4位ということで、2月9日に町長訪問をして、報告を受けたところでございます。

以下、④、会議、研修等につきましては、校長会議、教頭会議につきましては記載のとおりでございます。令和3年度第4回教育支援委員会におきましては、本町における特別支援を必要とする子どもたちの就学の措置、あるいは特別支援教育学習活動補助事業等の決定をしているところでございます。それから、その下の後志管内市町村教育委員会教育長会議が2月の21日、リモートによるオンラインで開催されたところでございます。これにつきましては、後志教育局のほうから服務規律の保持、あるいは新型コロナウイルスの感染防止対策、それから人材育成について、特に人材育成につきましては近年全道的にも全国的にも管理職の成り手が不足している、あるいは教員を希望する方が不足しているという、そういう状況を受けて管内でのさらなる取組について説明がございました。以下、そこに書かれております次課長会議が12月21日開催されてございます。ニセコスタイルの教育推進委員会が12月17日、3部会、英語部会、ふるさと部会、それから学校ICT部会、それぞれ経過報告をされた。これについてもニセコスタイルの教育の推進が今進んでいるところでございます。

次に、3ページでございます。⑦番の指導監訪問につきましては、町内校長会が主催で後志教育局の遠藤指導監をお迎えして、教頭先生方の研修会が2月17日実施されてございます。

次に、児童生徒数の状況でございますが、2月1日現在では全体に大きな変更はございませんが、ニセコ高校につきましては今年度3月3日に受験が行われたところですが、受験者は26名ということで、3年生、4年生合わせて19名が卒業という、そういう状況になってございます。②番目の特別支援を要する児童生徒数と指導体制の状況ですが、来年度に向けて対象になる児童生徒数が増える状況でございます。そういう中で町として特別支援講師について予算として1名増の予定をしております。

それから、3番目、学校保健関係につきましては、町内のコロナの状況が大変感染拡大している状況、議員の皆さんもご承知かと思っておりますけれども、一応12月から2月までの状況でいわゆる出席停止、これは濃厚接触で自宅待機等も含めまして陽性者等について幼児センター27名、瑞穂小学校41名、近藤小学校10名、中学校9名、高校5名という状況でございます。そういう中で臨時休業を余儀なくされている状況でございます。ニセコ小学校については各学年、1年2組には2月の18から22、3年も2月の上旬と2月の18から、5年生についても2月の18からということで、そういう複数の学年で学級閉鎖の状況になったところで全校閉鎖と申しますか、学校閉鎖ということで2月の21から25日に対応したところでございます。近藤小学校は、4ページに書いてございますけれども、2月の2日から6日、全校閉鎖ということで対応してございます。中学校につきましても1月の早い段階で3年生に陽性者が出た関係で、短期間で学級を閉鎖したところでございます。2年生も3月に入って今現在も若干発生、陽性者が出ている状況でございます。高校につきましても2月の上旬に1年生の学級閉鎖という対応をしております。幼児センターにつきましてもそこに記載のとおり、特に幼児センターの低学年と申しますか、未就学等の子どもの中にはマスクの着用がなかなか難しいというようなことで3歳児等の感染が広まった状況で、2月の上旬に学級閉鎖と

いうこととございます。こういう中で学級閉鎖、学校閉鎖をしてもやはり家庭内での感染ということもありまして、なかなか学校休業する効果が出ていない状況でございます。そういう中でもかなり学校も感染の基本的な対策を取って、それぞれ指導していただいているところでございます。特に先般タブレットが全校生徒に配付されるなど、こういった休業になった場合の家庭での学習を保障するような取組をしていただいているところでございます。

次に、(4)、学校安全については12月の20日にこのような内容で実施してございます。

(5) 番のニセコスタイルの教育につきましては、そこに記載のとおり、部会の活動、それから体験学習として中学校2年生の1月18日、尻別川の町内の清流下りと。冬に行うということとグラウンドでイグルー作りということで、コミュニティ・スクール委員会の協力を得る中で、大変天気がよかったということで私も見てきましたけれども、子どもたちには大変よい思い出になったというふうに考えて、感想等も大変よかったという感想をいただいております。

あと、(6) 番目、ニセコ高等学校関係につきましては特別授業が12月21日、それから各種大会への参加ということで観光サミットですとか農業クラブ連盟の実績発表会等に参加してございません。

5 ページのほうをお願いします。5 ページのほうにつきましては、全道大会出場等の結果等についてそれぞれ参加した生徒等整理させていただいております。

③番目としてニセコ高校の卒業生の進路状況ですけれども、就職が11名、進学が8名ということで、それぞれ全員希望者が内定、決定しているということで、就職と進学の割合ですけれども、就職のほうは58%、進学が42%という結果になってございます。

④のほうですけれども、高校入試のほうが3月3日に実施されたところですが、出願者数が26名、倍率が0.7倍、3月3日に面接等を実施して、3月16日に合格発表ということでございます。なお、推薦入試というものを今年度からニセコ高校でも導入しまして、希望者が5名いて、5名内定をしている状況でございます。

7番目、学校給食センターにつきましては、そこに記載のとおり議事を進めているところでございます。特に給食費の保護者負担軽減ということ想定して、近年多少物価が値上げしている状況でありますけれども、学校給食費を据置きするという形で町のほうの補助を対応しているところでございます。

次に、6 ページの3番、子育て支援、幼児教育、保育の推進についてでございます。子育て支援、子どもまちづくり関係につきましては、12月31日から1月の2日、5日と曾我の活性化センターにおきまして、お正月の長期休業期間、幼児センター等が休みになるということなので、保護者の就労等により子どもの保育ができない家庭を対象とした預かり保育をNPO法人ニセコ未来サポート隊に委託して実施しているところでございます。このように町のそういう施設ばかりでなくて、民間のそういった対応等も今後活用していきたいというふうに考えております。あと、子どもに優しいまちづくり事業実践自治体ということでユニセフとの覚書を締結しているところでございます。全国5自治体ということでニセコ町、以下そこに書かれた全国の市町村が締結をしているところでございます。それから、下の第1回ニセコ町子ども・子育て会議につきましては、第1期のニセコ

町子ども・子育て支援計画が令和2年度から令和6年度の5年間策定されて、今第2期の策定に向けて改めて委員を委嘱して協議を進めて、支援計画の策定を行う予定でございます。幼児センター関係の事業につきましては、そこに記載のとおりでございます。

7ページでございます。入園児童の状況につきましては、定員180名に対して158名ということで、大体まだ余裕がございます。ただ、零歳児、1歳児のほうは手がかかるということで定員が少ないため、若干入れないという状況も出てございます。預かり保育につきましては、記載の状況になってございます。

⑤番として防災物資の寄贈ということで、ようてい農業協同組合金融共済事業本部から防災物資の寄贈を受けており、2月16日、町長室において長期保存可能なビスケット100缶を受領してございます。

次に、8ページのほうですけれども、子育て支援関係につきましては2月の28日現在、登録者、利用者、そこに記載のとおりでございます。合計欄と前年同期を比べてみますと、今年度については増えている、そういう状況でございます。

②番の一時保育の利用状況につきましては、そこに記載のとおりということでございます。

9ページ、休日保育の利用状況につきましてもそこに記載のとおりでございます。

④番、子育て講座等事業実施の状況につきまして、特にニセコ高校生と赤ちゃんの交流会というのを12月に3回実施しております。参加した高校生につきましては男女問わずやはり子育ての大変さを知り、親への感謝の気持ちをアンケート等書いているということで、大変有意義な事業であると。協力していただきました保護者の方、お子さんには感謝申し上げたいというふうに思います。以下、そこに記載のとおりそれぞれ事業を実施してございます。

10ページのほうです。ニセコ子ども館関係につきましては、そこに記載のと通りの登録と利用状況でございます。

次に、4番、社会教育、社会体育の推進についてでございますが、社会教育活動の①として放課後子ども教室につきましては毎週月曜日、それから毎週金曜日、それぞれ月曜日はニセコ小学校を対象に町民センター、総合体育館で開催、近藤小学校については金曜日に開催ということで、そこに記載のような内容で実施してございます。

少年体験事業につきましてもニセコみらいラボとしてミニチャレンジ、すごろくゲーム、小学生リーダー等、記載のとおり開催をしてございます。

次に、11ページでございます。令和4年度の成人式につきまして、1月9日に総合体育館で今年度は開催したところでございます。こちらのほうもコロナウイルス感染症対策ということで、ここ数年来賓の方を極力少なくして、感染を防ぐということで保護者の方も限定して開催しているところでございます。久しぶりに会う仲間との非常に和やかな話合いをしているところが本当に印象的でした。なお、成人式につきましては本年4月1日より成人年齢18歳に引き下げられるというようなことで、今後の開催につきましては今検討中で、成人式の在り方について検討しているところでございます。

2番目の図書、文化活動につきましては、有島記念館展示事業として絵本作家、ほんままゆみさ

んの展示が12月から2月末まで開催されてございます。

それから、そこにギターデュオコンサート等、そういった文化活動につきましても開催しているところがございます。

③番目、学習交流センターあそぶっくの状況につきまして、入館者と、それから貸出し冊数等につきまして昨年度に比べて増加している状況でございます。

次に、12ページのほうですけれども、具体的に特定非営利活動法人あそぶっくの会の活動状況がそこに記載のとおりそれぞれ取り組んでいただいているところがございます。

最後、13ページでございます。社会体育、スポーツ活動につきまして、①番目の北海道札幌オリンピック、パラリンピック冬季競技大会招致運動に係る活動についての説明会ということで、オンラインで12月21日、町民学習課の職員が受けております。また、2月8日には町議会議員の皆様を対象に札幌市のほうから説明に来ていただいております。また、2月28日から3月4日はパネル展ということで、町民センターのほうでそういうパネル展を開催したところがございます。

以下、2番から4番まで子どもたちのスキーの活動を促進するというので、そのような事業を開催し、多くの子どもたちに参加をいただいたところがございます。

以上で教育行政報告につきまして終了させていただきます。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午前11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 令和4年度町政執行方針

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、令和4年度町政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） 第3回ニセコ町議会定例会に当たり、令和4年度ニセコ町政執行方針を述べさせていただきます。

執行方針書1枚目をおめくりいただきまして、令和4年度町政執行方針。

令和4年第3回ニセコ町議会定例会に当たり、町政執行に係る所信と基本的な方針を明らかにするとともに、令和4年度における政策の大綱について、説明させていただきます。

本町議会定例会は、昨年5月移転させていただいた超高気密・高断熱の新役場庁舎3階の町民ホールで、当初予算審議としては、初めて開会させていただいております。多くの町民の皆様の英知の結集の下、UA値（建物の外皮性能）0.18という省エネルギーの快適な庁舎で仕事をさせていただくことになりましたのも、町民の皆様、また町議会議員の皆様のご支援のたまものと改めて厚く感謝を申し上げます。

さて、令和2年1月に国内初の新型コロナウイルス感染者が、確認されてから2年が経過し、現在においてもなお、新型コロナウイルスの感染の終息が見通せない状況となっております。感染の長期化により、町民の皆様の疲弊感や生活への不安も解消されず、特に子どもの教育環境の悪化をはじめ、私たちの暮らしを取り巻く社会・生活活動は著しく低下しているものと思います。さらに、緊急事態宣言や蔓延防止措置が繰り返されることにより、飲食業や宿泊業、観光関連事業者の皆様を経済的な損失も大きなものとなっているところです。

ニセコ町では、令和2年2月25日、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う危機管理対策本部」を設置するなど、これまで29回の危機対策本部会議を開催し、感染予防や暮らしへの対策などの取組を行ってきたところでございます。

新年度におきましても、3回目となるワクチン接種の継続をはじめ、北海道と連携の下、新型コロナウイルス感染対策に万全を期するよう対応していく所存です。町民の皆様におかれましても、都会とは違う人口密度の少ない田舎ならではの暮らしを享受しつつ、引き続き感染予防の徹底をお願いいたします。

私はこれまでの執行方針でも私たちを取り巻く今日の社会には、3つの大きな課題に直面しているとの考えを表明してきました。

1つ目は、これまでのお金最優先の社会から、経済は人間の幸せのためにあり、「経済における市場化は進めるべきですが、社会を市場化してはいけない」との財政及び公共の原点に立ち、「生きがいや暮らしを大切に作る社会へ」と、その発想や政策の転換を図る必要があるのではないかとのことです。こうした観点から、本年も「ニセコ町総合計画」「ニセコ町自治創生総合戦略」などの諸計画に基づき、人々の「共感」や「暮らし」を大切に作る地域経済循環型の「共感資本社会」の樹立を目指していきたいと考えております。

2つ目は、暮らしにおける経済的な格差の拡大の問題です。特に、ご家庭の経済状況によって、子どもに教育格差が生じないよう配慮し、日本国憲法の「義務教育はこれを無償とする」との規定が、本町において少しでも具現化していけるよう配慮してまいりたいと思います。

3つ目は、「温室効果ガス」の排出による「地球温暖化」と「気候変動」、そしてプラスチック等による海洋汚染など、「地球環境負荷」を低減させなければならないという課題です。本町においては、これまで取り組んできた「環境モデル都市」及び「SDGs未来都市」の理念に立脚して、「資源の循環」「エネルギーの循環」「地域経済の循環」による「地域循環共生圏」をつくるという3つの課題解決に向けて、国や北海道などの関係機関と連携して取り組んでいきます。

また、令和4年度の国における地方財政対策では、一般財源総額、地方交付税総額を例年並みに確保しつつ、地方自治体の借金となる臨時財政対策債を抑制するなど地方財政の実態に配慮した予算となっていることは、喜ばしいことと感じております。加えて、国における重点施策として、(1)地域社会のデジタル化の推進、(2)公共施設の脱炭素化の取組等の推進、特に「公共施設等適正管理推進事業費」について、「脱炭素化事業」を追加し事業期間を5年間延長、(3)として消防・防災力の一層の強化の中で「緊急防災・減災事業費」における機能強化を追加し対象事業を拡充したことは、本町が進めるまちづくりの方向性と合致するものと歓迎をしているところでございま

す。こうした国の政策予算を最大限活用しながら本町における諸課題の解決を図っていきたいと考えております。

昨年11月1日に、本町は真狩村から分村独立し、元町に戸長役場が設置されて以来120年の節目の年を迎え、簡素ながらも120周年記念式を行う予定としておりました。しかし、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、新年度において開催させていただくこととしております。

本年4月からスタートする令和4年度においても、町民の皆様、町議会議員の皆様、そして自治のプロフェッショナルである役場職員の英知を結集し、「日本国憲法」と「ニセコ町まちづくり基本条例」の理念を大切に、諸課題を先送りすることのないよう町政を前進させていく所存でございます。

続いて、予算執行の基本的な考え方についてご報告させていただきます。

I 予算執行の基本的考え方

1) 初めに

初めに、予算執行の基本的な考え方について申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染の終息が見通せないことから社会全体が萎縮し、経済活動はもとより住民の皆様の生活や活動が抑制され、町の各種事業も大幅に縮小せざるを得ない状況が続きました。

令和4年度においては、新型コロナウイルスの感染予防に配慮しつつ、疲弊した地域経済を少しでも回復させるための方策を経済団体と連携して進めていく所存です。

社会基盤のさらなる強化に向けては、「ニセコ町まちづくり基本条例」が掲げる「自治の実践」という理念や第5次ニセコ町総合計画「環境創造都市ニセコ」が掲げる5つの将来像の下これまで培ってきたまちづくりの基盤をさらに充実させるとともに、町の持続発展に資する諸施策の推進に努め、「自治創生総合戦略」、「SDG s 未来都市計画」、「環境モデル都市アクションプラン」などの計画を着実に実行に移していきます。

また、昨年4月に設置した「こども未来課」を中心に、「子育て支援の強化、拡充」を図るとともに、子どもの人権に配慮した「子どもに優しいまちづくり」を推進していきます。

令和4年度予算では、「子育て環境整備や福祉の拡充」、「持続可能な社会構造を創造するための事業への投資」、「老朽化する公共施設への対応」、「水道の安定供給へ向けた取組」など、町が持続的に発展するための整備に重点を置いています。

2) 予算の編成

予算編成に当たっては、前年度と同様に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、税収などの歳入が大きく減少していることから、歳出予算については、予算調整の都合上、大きく歳出予算を削減し次年度に先送りしている事業もありますが、健全財政を将来に持続できるよう配慮し、予算編成を行っております。

このような歳入の実態を踏まえつつ、予算編成の基本的な方針として、予算規模の大きい投資的事業については、投資的事業の緊急性、財政負担の優位性などを勘案し、1として着手継続事業の確実な推進、2として将来の持続的発展に向けた整備、3として安心、安全を支える社会インフラ

の整備、4として子育て・教育施設の整備、5として住みやすさ暮らしやすさの環境整備との優先順位をつけ、起債計画や財政の状況を踏まえながら、中長期的視点に立って、重点的、かつ、計画的に事務事業を実施していくことを念頭にした予算編成を行っております。

3) 主な事業

今年度の主な事業費としては、「水道各施設の更新工事」、「市街地区水道水源整備の基本設計費」、「持続可能な観光(GSTC)の推進」、「道の駅ニセコビュープラザ再整備の基本設計費」、「ファミリーサポートセンター運営経費」などを盛り込み、将来に向けて安定した水道水源の維持確保、疲弊する観光の振興、子育て支援の拡充、さらには、旧役場庁舎の解体費用と消防新庁舎整備のための基本計画費を予算計上しています。

農業振興では、国営緊急農地再編整備事業が9年目を迎え、期成会による事業予算の確保の要請活動を継続するとともに、休耕して夏期に工事を実施する農業者に対して、所得の減少を緩和させるため、国の制度を活用した支援を引き続き行います。また、観光振興では、観光需要の回復のための支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染終息後を見据え、国が進める国内外観光客の連携誘致活動、観光のSDGsと言われるGSTC(世界持続可能観光協議会)基準の達成を目指した取組の推進や宿泊税の導入などを行います。

なお、新型コロナウイルス感染予防・経済対策等の経費については、補正予算により適宜対応していくこととしております。

このほか、主要政策の各般において、町の将来の在り方を見据えた予算執行に努め、財政の健全性を確保しつつ、自ら考え行動する「自治の実践力」がさらに高まるよう配意していきます。

II 重点政策の展開

次に、重点となる6分野の政策展開について申し上げます。

1 コロナ禍に対応しつつ、持続する地域経済の確立へ

ニセコ町の豊かな自然環境を生かした内発的産業の育成に努め、農業・観光業・商工業の連携並びに、地域に賦存するエネルギーの利活用と経済の域内循環を推進します。また、まちづくりの理念を共有し、共感できる企業、大学、研究機関等との多様な連携により、地域経済の自律に向けて取組を進めます。

(1) 農業と畜産業の振興

農畜産業を取り巻く環境は、TPP11をはじめとする国際貿易協定の締結により日本の農畜産業の先行きが見通せないこと、さらには地球温暖化や国内での自然災害による影響、加えて、一昨年来の新型コロナウイルス感染拡大による飲食産業の需要の低迷、国際輸送の混乱による原油・資材等の高騰などにより、農業を取り巻く状況は大変厳しいものとなっております。

国の農政においては、「食料・農業・農村基本計画」による「食料の安定供給の確保」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の3本の柱とともに、国の「カーボンニュートラル宣言」を受け、令和3年に「みどりの食料システム戦略」が決定されました。この戦略では、2050年までに国内の農林水産業の1つとしてCO₂ゼロエミッション化、2つとして化学農薬の使用量を50%低減、3として化学肥料の使用量を30%低減との環境負荷軽減に向けた取組が進められております。

ニセコ町においては、こうした国の農業政策を見極め、これまで築いてきたクリーン農業と土作りを基礎とした輪作体系の確立による循環型農業及び、天候の影響による経営リスクの分散に加えて、本町農業の特徴でもある多品目生産が可能な技術力と、観光消費地を有する強みを生かした消費流通のネットワークの拡充に取り組んでいきます。

また、併せて、不足している農業従事者の確保対策や農作業の軽減、効率化機械の導入が急務となっており、国の制度を活用しつつ、農業者自らが将来を見通した農業経営をすることができるよう環境整備を進めてまいります。

令和4年度も、現在進められている国営緊急農地再編整備事業の円滑な実施、優良農地の保全に努め、環境に調和した安全で安心な「クリーン農業」の推進、農地の利用集積、農業基盤の整備、収益性の高い営農の促進、担い手育成対策、6次産業化の推進など、本町農畜産業が将来にわたって多様性を持った基幹産業として持続発展できるよう取組を進めます。

(2) 林業の振興

環境モデル都市の本町が「ゼロカーボン」を達成するためには、町有林、民有林をはじめとする森林資源の活用、豊かな森林の再生に早急に取り組まなければなりません。本年は、令和3年度に策定した「ニセコ町森林ビジョン」を推進する中核組織として、現在検討中の制度設計が固まり次第、地域林業商社を設立し、森を育て、森に親しみ、木材を域内で活用する「ニセコ共生循環の森林づくり」に着手をする予定です。

また、森林の保全及び資源活用の支障となっている「所有者不明土地」については、希望する自治体に所有権を移転する法制度の創設を国に対して引き続き要請してまいります。

(2) 観光の振興

ニセコ町での令和2年度の入り込み客数は約94万人、延べ宿泊数は30万人泊で、このうち訪日外国人は、200人を下回る結果となっております。令和3年度は、2度の緊急事態宣言と4度の蔓延防止措置により、観光関連事業者はさらに厳しい状況に置かれているところです。今後は、新型コロナウイルス感染及び終息状況を見据えながら、町内観光関連事業者や関係団体・事業所並びに国や北海道と連携し適宜取組を進めます。

こうした厳しい観光の状況下の中、本町では、令和3年度からグローバルサステナブルツーリズム協会、これはG S T Cの基準への達成を目指した取組に本格的に着手をしております。また、昨年度は「グローバル・トップ100」に、国内では京都市などと共に2年連続で選定され、さらに、国連世界観光機関から“世界における観光地の優良事例”として「ベスト・ツーリズムビレッジ」を受賞することができました。世界的に注目が高まりつつある“持続可能な観光地”として、今後ニセコ町が旅行先に選ばれるよう、令和3年度に策定した「ニセコ町観光振興ビジョン」に基づき、取組を進めます。

加えて、持続可能な観光地として成長させるための財源として、年度内に「宿泊税」の導入のための条例を取りまとめることとしています。

広域観光では、5町連携の「ニセコ山系観光連絡協議会」活動を継続するとともに、倶知安町、蘭越町と共に広域で取り組んでいる「ニセコ観光圏」についても、地域内交通の将来像の検討や温

泉地の活用などについて連携をして事業を推進していきます。

今や世界からパウダースノーの聖地と称される大きな要因となった雪崩事故防止対策の「ニセコルール」の運用については、ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会を通じて、倶知安町や各スキー場と連携し、将来に向けて持続発展するよう支援を強化していきます。

昨年度に基本計画を策定した「道の駅ニセコビュープラザ」の再整備については、今年度から基本設計に着手します。また、綺羅乃湯、ニセコ町五色温泉インフォメーションセンターなどの観光関連施設の適正管理、運営充実に努めます。

(3) 商工業の振興と労働対策

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域経済が疲弊し、雇用の維持が難しくなっている状況も見受けられます。町ではこれらの厳しい状況も踏まえ、雇用維持へ向けた支援や移住促進について、国などの関係機関と連携しながら取組を進めます。また、小樽商科大学の支援を受け商工会が主催する「ビジネスセミナー」や起業相談窓口を継続して支援し、地域内で不足するサービスの確保や域内経済基盤の拡充を目指します。さらに、中小企業振興条例、これは仮称ではありますが、を早期に取りまとめるとともに、綺羅カード会が実施する「キッズカード事業」や「綺羅カードポイント還元事業」に支援を行います。

また、不当な勧誘などにより町民の皆様が苦しむことがないように、ニセコ町を含む近隣7町村で「ようてい地域消費生活相談窓口」を設置しており、引き続き関係町村と連携して取組を進めます。

2 誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり

町民の皆様が、相互に助け合い、健康で心豊かに生活できる社会をつくるため、保健、医療、福祉、子育て、教育の諸課題を総合的に勘案しながら、安心して暮らすことができるよう取り組みます。

(1) 子育て支援

ニセコ町は令和3年12月に公益財団法人日本ユニセフ協会と「子どもに優しいまちづくり事業実践自治体」として覚書を締結しており、将来にわたって、子どもの人権が守られる「子どもに優しい町」を目指す取組を進めます。

子育て環境の整備では、「第2期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育委員会と連携しながら、次代を担う子どもたちと、子育てをする家庭が、安心して遊び子育てができる環境づくりに努めます。また、子どもの医療と健康を守るため、18歳までの医療費の無料化については、所得制限を設けず継続します。

健康診断では、新生児の聴覚異常の早期発見と早期治療につなげる「新生児聴覚検査」の助成を実施するほか、妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導、保健指導の母子保健、不妊・不育症治療の助成や産婦人科医師の確保対策を継続して実施します。また、助産師による訪問産後ケア事業についても利用者の要望に応じて実施していきます。そのほか、インフルエンザなどの任意予防接種の全額公費負担や5歳児健診の継続など、子どもの健康づくりの推進と保護者の経済的な負担軽減を図るほか、未熟児や障がい児の医療費給付事業を継続します。

(2) 高齢者、障がい者の福祉

高齢者や身体などに障がいをお持ちの人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「第8期後志広域連合介護保険事業計画」や「ニセコ町第8期高齢者保健福祉計画」、「ニセコ町第6期障がい福祉計画」に基づき、福祉の充実を図っていきます。

ニセコ福祉会が運営する特別養護老人ホーム「ニセコハイツ」、「デイサービスセンター」でのコロナ禍における感染対策を円滑に進めるための支援を行います。また、認知症の高齢者が安心して暮らせる場として開所している「グループホーム・きらり」への支援やケアプランの作成を行う「居宅介護支援事業所」の運営費などの一部を補助します。

「地域包括支援センター」では、関係機関と連携を図りつつ、課題を抱える高齢者への支援を行うとともに、健康維持のための各種予防事業を実施します。

また、年々増加する認知症患者の対応を担う「認知症初期集中支援チーム」においては、認知症専門医の指導の下、認知症の人やその家族に対し、初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを継続していきます。

地域活動支援センター「ニセコ生活の家」は、障がいをお持ちで、かつ、日中活動が困難な人をサポートするための中核的な役割を担う施設であり、地域の支えやコミュニティによる「地域生活支援事業」が円滑に進むよう、福祉関係機関との連携や調整を行うとともに、施設運営費の一部を支援します。

ニセコ町社会福祉協議会については、地域福祉の増進、高齢者福祉サービスの提供、さらには増加傾向にある認知症の相談業務を担う「町生活サポートセンター」を開設するなど、本町福祉の中核組織として重要な活動を担っており、運営支援を継続します。

このほか、一定の障がいのある65歳以上の人と75歳以上の方の特定健康診査の無料化を継続するほか、介護保険制度等に基づく住宅改修費の助成、重度障がい者の方へのタクシー利用扶助、除雪支援事業などを実施します。

(3) 健康づくり

健康づくりについては、「第3次ニセコ町健康づくり計画」に沿って、食生活、運動、心の健康、歯の健康、生活習慣病に関する事業を中心に実施していきます。

予防接種事業では、子どもへの定期ワクチンと任意ワクチンの接種、大人への接種、風疹の抗体検査などを引き続き実施するほか、新型コロナウイルスワクチン接種についても国の動向を確認しながら進めていきます。また、羊蹄山麓健康づくり協議会が検討しているワクチンの管理アプリについても、協議が調った時点で導入を進める予定としています。

保健師や栄養士が実施する各種の教室や講座などは、前年同様に開催するほか、町民の皆様のご協力を得て実施している「エキノコックス駆除対策」も継続していきます。

(4) 国民健康保険事業、医療制度

本町では、健康づくりや各種健診への受診勧奨、健康相談や訪問指導などを実施し、医療費の抑制に努めていますが、高度医療などでの医療費は年々増加傾向にあります。

国民健康保険では、全道の医療費推計などを基に、北海道がニセコ町で必要とされる国民健康保険税の額を示し、ニセコ町でもこの額を基に「保険税率」を決定しています。令和4年度の税率に

については、資産割を廃止し、国の制度に合わせて賦課限度額を3万円に増額しています。

このほか、国から交付される「保険者努力支援交付金」については、健康診断の受診率などに応じて交付金額が決定されるため、「受診率の向上」が喫緊の課題となっています。健康維持や疾病の早期発見・早期治療の観点からも、極力、健康診断を受診されるよう啓発を行います。

(5) 地域医療の確保

地域医療、救急医療の確保、医師の労働環境の改善や倶知安厚生病院の精神医療などの赤字を補填するため、病院所在地である倶知安町を中心に羊蹄山麓町村と共に、運営費等の支援を引き続き行います。また、倶知安厚生病院の改築整備については、関係町村と連携して整備費用を負担します。

町民のホームドクターとして重要な役割を担っていただいているニセコ医院については、平成25年度に導入したCT装置とエックス線装置の保守点検費用の一部を協定に基づき、昨年度同様支援します。

3 環境に優しいニセコの創造

豊かな自然や景観が、私たちの暮らしと経済基盤を支える本町にとって、自然と調和した、持続可能な社会を築くことが、ニセコ町の暮らしの価値を高め、自律したまちづくりにつながっていくものと考えています。

農業と観光を主産業とする自然に恵まれたリゾート地を有する自治体として、地球環境負荷の低減を進め、地域循環共生社会を目指していきます。

(1) 自然環境の保全と環境対策

ニセコ町の美しい自然環境を大切にしつつ、自然に調和した暮らしを維持するため、第2次ニセコ町環境基本計画、ニセコ町地球温暖化対策実行計画などに基づき、「環境創造都市ニセコ」の実現に向けた取組を進めます。

ニセコアンヌプリ山麓周辺をはじめとする地域では、今後も観光施設等の開発計画が予定されています。美しいニセコ町の自然や景観資源を守り育てるため、国定公園法や準都市計画、景観条例、地下水保全条例などの制度を運用し、「秩序ある開発」への誘導を図っていきます。

廃棄物処理対策については、羊蹄山麓7町村が連携して可燃ごみの固形燃料化処理を倶知安町の民間事業者へ委託し円滑に推移していることから、使用停止をしているニセコ町一般廃棄物処分場の廃止と有効利用の検討を進めます。なお、昨年度も新型コロナウイルスの影響による観光客の入り込み客数の減少に伴い、ごみ量が減少となっていますが、観光客の回復に伴ってごみ量が増加することが予想されております。ごみの減量化と分別排出の徹底を図るため令和2年度から導入している「ごみ分別アプリ」の利用率の向上を図るとともに、使用済小型家電の収集も継続して実施します。

し尿処理については、羊蹄山麓環境衛生組合羊蹄衛生センターにおいて処理をしていますが、現在の施設は築50年が過ぎ、施設の損傷が激しいことから、令和10年に新施設の稼働を目指して作業が進められています。これらの建設費については、投入量に応じて各町村の建設負担金が割り当てられることとなっており、環境負荷の低減効果とともに簡易水洗型トイレから合併浄化槽への切替

え促進による投入量の減量策について検討を進めます。

(2) 自律型省資源社会への転換

町では、これまで「環境モデル都市」、「SDGs 未来都市」として、環境負荷の低減と地域の活性化の両立を目指し、将来にわたり持続可能な暮らし、まちづくりに向けた取組を進めるため、平成30年に「世界首長誓約／日本」に署名、令和2年に「気候非常事態宣言」、令和3年に「再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」と「自転車の適切な利用を促進する条例」を制定してきました。本年度は、本町においては、冬期間の灯油利用など建物で消費するエネルギーが大きいことから、省エネ性能の高い建物を普及させるための条例制定を目指していきます。

(3) 「株式会社ニセコまち」との連携

平成30年に内閣府からSDGs 未来都市として選定され、その中核事業である「NISEKO生活・モデル地区構築事業」の取組を進めています。今年度は、事業を主体的に担う「株式会社ニセコまち」が、第1工区の造成工事を開始する予定となっております。高効率な省エネ設計で光熱費を抑え、除雪や管理の負担も少なく、暮らしやすい快適な生活環境の実現に向けての取組を支援します。

また、本町での地域課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを進めるため、高性能住宅への誘導、建物の省エネ診断、地域エネルギーの利活用、子ども向け環境教育活動などについて、「株式会社ニセコまち」と連携の下実施していきます。

(4) 共生循環の森林づくり

森林は、ニセコ町の基盤である自然環境や景観を構成する大切な地域資源であり、住民の暮らしに「豊かさ」をもたらしてくれる存在です。美しい景観を維持していき、未来につないでいくためにも森林を計画的に整備することが必要であり、木材に付加価値をつけて経済を循環させ、地域ぐるみで森林づくりに取り組む必要があります。

ニセコ町の森林づくりの基本理念と方向性を示すため、昨年度に「ニセコ町森林ビジョン」を策定し、「ニセコ共生循環の森林づくり」をテーマに、1つとして森林環境の整備・保全、2つとして森林資源の利活用、3つとして事業者の育成、4つ目として森林空間の活用、5つ目として情報の発信と参加の5項目を基本方針と定め、将来世代へ引き継ぐための森づくりに取り組んでいきます。

この森林ビジョンに基づく取組を進めるため、本年度内に森林所有者、林業事業者などと連携した組織（地域林業商社）の設立をする予定としております。また、昨年度から森林ビジョン推進の一翼を担う人材として、地域おこし協力隊を採用して人材育成に努めており、町森林計画やその他森林振興施策との調整を図り、地球温暖化防止、国土保全や水源涵養など、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう取組を進めます。

4 豊かな心と個性ある文化を育む

教育委員会や関係機関との連携を密にしながら、子どもが健やかに成長できる教育環境づくりを進め、多様な文化、スポーツ活動が、町民皆様の主体的な行動によって展開されるよう支援に努めます。

(1) 教育環境の充実

教育は、「第5次町総合計画」、「町教育大綱」、「町教育振興基本計画」に沿って、教育委員会が取り組む事業を支援していきます。

(2) 文化とスポーツの振興

誰もが気軽に文化活動への参加やスポーツに親しむことができるよう、「第7期社会教育中期計画」に沿って、社会教育、社会体育の諸事業を支援していきます。また、「冬季北海道札幌オリンピック・パラリンピック」招致活動については、北海道並びに札幌市の要請に基づいて協力をしていきます。

(3) コミュニティ活動と国際交流の推進

中央倉庫群は、町民や観光客・来訪者などが交流し、気軽にくつろげる施設として、また、町の地域振興と産業の活性化に資する施設として、指定管理者事業者と連携を図り、適正な施設運用に努めていきます。

集落再編により整備した地域コミュニティセンターについては、指定管理者の維持経費を軽減するため、新電力会社の協力による電気料の軽減策を今年度も実施する予定です。

国際交流員による交流事業は、これまで現役を含め18人のC I Rが活躍し、町民との文化交流、外国人向けの観光案内や誘客、町の広報媒体の多言語化のサポート業務を担うなど、幅の広い国際交流活動を行っています。本年度は、一般財団法人自治体国際化協会の支援を受け、国際交流員5人を配置し、多文化共生への理解の促進と、各種の国際交流事業に対し支援をしていきます。

5 安全で安心な暮らしを支える

町民の皆様が、安心して暮らすことができるよう、防災対策の充実強化、生活基盤、社会基盤の総合的な整備に引き続き取り組みます。

(1) 防災・危機管理対策

近年、地震や自然災害が、全国各地で発生しています。本町では、「ニセコ町地域防災計画」、「強靱化地域計画」、「事業継続計画」などに基づき、自治体としての危機管理体制を確保しつつ、防災関連備品の整備をはじめとする防災、減災対応機能の向上対策を継続して行います。また、今年度も引き続きコロナ禍の状況に配慮しつつ、防災訓練の実施や自治会の協力を得て自主防災組織づくりに取り組みます。

原子力防災対策については、「町地域防災計画・原子力防災計画編」に基づき、国、北海道、関係自治体などと緊密に連携し、引き続き町民の皆さんへの情報の提供に努めます。

また、昨年度は、4か年の歳月をかけて、防災センター機能を有する新役場庁舎の完成に至ることができました。災害時には、防災対策の拠点として、町民の皆様の安心・安全な暮らしに貢献するとともに、町民の皆様が気軽に利用することができる親しみやすい新庁舎となるよう配慮していきます。

消防業務については、羊蹄山ろく消防組合と連携を図りながら消防力の強化に努めるとともに、ニセコ支署消防庁舎の整備に向けて取り組みます。

(2) 情報基盤の充実

コミュニティFM「ラジオニセコ」は、災害時における情報提供の手段として大きな役割を果たしています。また、平常時は行政情報をはじめ、町内の各種団体、観光イベント、ニセコルールにおける雪崩事故防止情報など、町民の皆様の生活や観光客のニーズに根差した、様々な情報発信を行っており、地域にとっては欠くことのできない情報源となっています。

現在、ラジオの難視聴対策のため、送信所の移設について、北海道総合通信局と協議中であり、協議が見通せた段階で移転経費予算の提案をさせていただくこととしております。

(3) 住環境の整備と定住促進

本町の長年の地域課題である慢性的住宅不足を緩和するため、SDGs 街区事業を株式会社ニセコマちが進めており、連携して今後の町営住宅、教職員住宅及び道営住宅の整備の可能性などについての検討を進めます。

また、これまで実施してきた民間高性能賃貸住宅に対する建設費の補助、省エネ住宅改修や耐震改修への補助は継続し、今年度は、ニセコ町住生活基本計画の見直しを行うほか、国の補助制度を活用し、本通A団地4号棟の長寿命化型改善工事を実施します。

ニセコ町の地域課題の解決と活性化、定住の促進のため、地域おこし協力隊の採用を継続し、自治創生を推進する担い手の確保を図り、また、中央倉庫群の運営主体である指定管理者の協力により、テレワーク機能の充実や交流拠点、移住・定住の相談窓口としての機能の充実を図り、引き続き定住促進に努めてまいります。

(4) 道路交通網の整備

町道の整備後、数十年以上経過している路線が多く、舗装の劣化や防護柵等の破損が進んでいるため、「町道路維持個別施設計画」に基づき、財源となる起債などの活用を図りながら、適正な維持管理に努めています。また、今年度の町道の整備については、「町道中学校通延伸工事」の着手や「町道駅前西3号線歩道整備工事」の完成を目指します。また、橋梁では、昨年につき「橋梁長寿命化点検業務委託」や新たに「町道真狩川沿線小川橋」、「町道3号線林橋」の実施設計を行います。また、「町道温泉藻岩連絡線モイワ橋補修工事」、「町道黒川旧国道第1号橋補修工事」、林道の「のり面補修工事」などの維持補修を行うほか、道路側溝、ガードケーブルの設置などの工事も進めます。

冬期間の除雪については、町民の皆様の協力を得ながら、冬道の安全確保に努めます。

(5) 地域交通の確保

町内の交通手段の最適化のため平成31年度から実施してきた「助け合い交通」への支援や「ニセコ周遊バス」の運行試験については、コロナ禍における影響を踏まえ、事業内容を拡充して継続します。

北海道新幹線の開業に伴い北海道旅客鉄道株式会社から経営分離される函館線沿線の地域交通の確保対策については、2月3日に開催された第12回北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議で、長万部と余市間の各沿線自治体、余市町と小樽市は除いておりますが、においては、「バス転換もやむを得ない」との確認がなされております。今年度は、バスを活用した持続可能な公共交通を構築するための協議を重ねていく予定となっております。

また、高速道については、計画段階評価が行われている北海道横断自動車道の「蘭越―倶知安間」及び残された「黒松内～蘭越間」の調査の促進を国に要望していきます。

(6) 空き家対策

空家等対策推進に関する特別措置法に基づき、町では「空家等対策計画」を策定していますが、この冬も除雪がなされない空き家が発生し、危険防止のため町道を一時閉鎖するなどの対応をしています。今後とも、管理不全となる建物の増加を抑制し、別荘や空き家の利活用が進むようニセコ不動産協会と連携して建物の適正な管理に努めます。

(7) 上下水道

水道事業は、令和2年度から施設の老朽化対策として水道管路施設の更新事業を進めており、今年度は、曽我地区の配水管更新工事と市街地区の配水管更新工事に着手します。市街地区では、新たに水量、配水施設の拡張を行うための調査設計を行います。

下水道事業については、施設の適切な更新と維持管理を行うため、「下水道事業ストックマネジメント計画」に基づき、今年度から令和7年度にかけて、国の補助事業により下水道施設機械電気設備の更新工事を進めます。

SDGs街区においては、道路及び水道工事などに先行し、街区の一部で下水道管渠新設工事を進めていきます。

また、現在特別会計で行っている簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業については、令和5年度末までに特別会計から公営企業会計へ移行することが国から求められており、昨年度に引き続き「公営企業会計」への移行事務を進めます。

6 未来を見据えた行財政の基盤づくり

「町総合計画」、「自治創生総合戦略」などの諸計画を推進するとともに、町が保有する行政財産、資源の有効活用を図り、効率的で、効果的な行財政運営に努めます。

(1) 総合計画によるまちづくりと行財政運営

平成24年に策定した「第5次町総合計画」に基づき、「環境創造都市ニセコ」を目指して各種の事業を進めてきましたが、計画期間の終了まで、残り2年となり、新しい計画づくりに向けて、今年度から各種事務事業の検証と住民ニーズ調査などを行い、必要な基礎資料を作成します。

ふるさとづくり寄附制度については、自治創生総合戦略に掲げた関係人口の拡大という視点から、「ふるさと住民票」の活用をさらに広く周知していくとともに、寄附者の思いが地域へとつながり、魅力あるまちづくりへと展開ができるよう、情報の発信と交流に努めていきます。また、スマートフォンを活用した滞在時限定のふるさと納税や地域通貨との連動を可能とするシステムの導入についての検討を進めており、実施可能となった段階で予算の追加提案をさせていただく予定です。

(2) 自治創生の推進

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、令和2年3月に「第2期ニセコ町自治創生総合戦略」を策定し、各種事業を進めています。現在のところ、想定規模の人口で推移しつつありますが、今後、社会情勢の変化への対応や関係する計画との整合性を踏まえつつ、人口減少対策と地域経済循環の強化に向けた取組を進めていきます。

また、企業とのパートナーシップを大切にすることで、企業版ふるさと納税の活用による財源確保や人的ネットワークの拡大に努めます。

(3) 計画的な公共施設管理

昨年度見直した「公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」に基づき、計画的な維持修繕、長寿命化、施設管理の見直しや廃止の検討など、適切なマネジメントの実施に努めます。また、町が保有する資産については、売却や貸付け等の有効活用を検討し、町の財政の健全性の保持に努めます。施設の整備に当たっては、「ライフサイクルコスト」を重視し、施設のコンパクト化や統合なども含め、国の諸支援制度を最大限活用しつつ、将来を見据えて社会基盤の整備を進めていきます。

(4) 広域行政の推進

広域行政については、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、行政不服審査会に関する事務の実施をしている後志広域連合の機能がより発揮されるよう検討を進めていきます。

また、羊蹄山ろく消防組合や羊蹄山麓環境衛生組合においては、共通経費などの負担内容の見え方や運営経費の増加抑制及び効率化について、構成町村との協議を継続します。

以上、令和4年度の町政執行に関する基本的な方針を申し上げましたが、私の基本姿勢である「公正、スピード、思いやり」の行動原則を柱に、次代を担う子どもたちへの投資、子育てしやすい環境の拡充を図り、「1つとして資源の循環、2点目としてエネルギーの循環、3つ目として地域経済の循環」という、ニセコ町が将来にわたって自律していくための3つの循環による「子どもの笑顔が輝く元気なニセコづくり」に努めてまいります。

終わりに、町議会並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます、令和4年度の町政執行方針とさせていただきます。

なお、事業の詳細につきましては、次ページ以降に添付の「Ⅲ 政策分野別の事業詳細」を御覧いただきますようお願い申し上げます。

本年度も職員一丸となって鋭意努力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって令和4年度町政執行方針の説明を終わります。

この際、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 0時07分

再開 午後 0時58分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 令和4年度教育行政執行方針

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、令和4年度教育行政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、よろしく願いいたします。令和4年第3回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、教育行政の執行方針についてご説明申し上げます。

社会の在り方が劇的に変わる「society5.0時代」の到来、また、新型コロナウイルスの感染拡大など依然として先行き不透明な「予測困難な時代」において、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えて、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが重要な教育課題となっております。

新学習指導要領が、小学校においては2020年度から、中学校においては2021年度から本格実施され、また、高等学校においては2022年度から学年進行で実施されます。本指導要領においては「社会に開かれた教育課程」を重視し、生きる力を育むため「何のために学ぶのか」という学習意義を共有しながら「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善と、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るための「カリキュラム・マネジメント」の確立を推進することが求められております。

そのため、重点として「ニセコスタイルの教育」の充実を図り、コミュニティ・スクールの活動との一体化を図りながら地域教育資源を有効活用して、地域全体で子どもたちの英語力向上や豊かな学びの体験機会などの拡充に取り組み「社会に開かれた教育課程」の推進に努めます。

また、学校におけるICTの活用を積極的に推進し、教師の指導力の向上を図るとともに授業改善を推進することができる学習環境の充実に努めます。特に「個別最適な学び」と「協働的な学び」の往還による一体的な取組が実現できるよう、学校内外で教育の質が高められるよう環境づくりを進めます。

以下、令和4年度の主な施策について申し上げます。

I 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 子育て支援の推進

保護者が生き生きと子育てができる環境づくりに取り組みます。地域子育て支援センターでは、未就園の親子を対象とした交流の場の提供、保健師や栄養士と連携した相談・援助の実施、子育てについて学ぶ講座を実施するほか、一時保育や休日保育を実施し子育て環境の向上を図ります。

また、子育てのサポートをしてほしい人と子育てを手伝いたい人とをつなぎ、育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を新たに始めるほか、年末年始など長く保育施設が休業となる期間中の預かり保育活動、保護者が主体となった自主保育活動の支援などを進め、地域の力を活用しながら多様な子育て支援のネットワークを強化します。

(2) 幼児教育・保育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。幼児教育及び保育の両面を担う幼児センターでは、ニセコならではの自然環境を生かした保育遊びや生活を通してたくさんの学びや発達を促すとともに、家庭と連携した絵本の読み聞かせ活動を進めるなど、豊かな心と健やかな体や自立心の育成につながる保育に取り組みます。

また、ニセコスタイルの教育と連動し、小学校の学びへの円滑な接続、中学校・高校・大学等と

の連携や交流を推進し、幼児教育・保育の一層の充実に努めます。

学童期に保護者の就労等により保育に欠ける児童に対しては、ニセコ子ども館において学童保育事業を実施し、安心して遊んだり学んだりする活動の場を確保します。

(3) 人権・健康教育の推進

本町は令和3年12月に日本ユニセフ協会と「子どもに優しいまちづくり実践自治体」覚書を締結しました。子どもの権利条約やまちづくり基本条例第11条に基づき、子どものまちづくり参加、子どもの豊かな心や人間性の育成に努めます。有島武郎が残した相互扶助理念の定着のほか、平和で民主的な社会や人権、多様性を尊重し、他社を思いやる心を育てる取組を進めます。

小、中学校では道徳教育及び健康教育の充実に努めます。また、学校保健体制の充実や栄養教諭による食育指導、部活動指導員の配置や大会参加費用の補助など部活動の活動支援などとともに、法令に基づく児童生徒の健康診断を行います。

(4) 学校給食の推進

学校給食については、地域の食料生産や食文化等に対する理解を深めるため、地場産品を活用した給食の提供に努めるとともに、施設や配送の衛生管理に留意するなど、安全で安心な給食運営に努めます。アレルギー対応については、保護者や児童生徒、学校と連携していき、個別に対応していくとともに、今後のアレルギー対応に係る検討を進めていきます。

また、学校給食を通じて望ましい食習慣や生活習慣の定着、食の大切さに対する心を育てる食育指導を進めます。

給食費については、食材価格は値上がりの傾向ではありますが、保護者の負担軽減を考慮し、献立の工夫や生産者、納入事業者などとの連携を図り、本年度も第3子以降の免除制度や公費負担による値上げ抑制を引き続き行います。

また、今後の児童生徒数や学級数の増加に対応するため、給食センターの設備等の充実に計画的に行っていきます。

2 生活習慣と社会性の育成

(1) 家庭教育支援の推進

子どもの健やかな成長には、家庭内の教育力向上と融和が不可欠です。家庭と学校の連携による家庭教育学級などを通して、子育てに不安や悩みを抱える保護者間の共通理解を深め、明るく楽しい家庭生活を送るための取組に対し支援を行います。

(2) 社会参画・体験教育の推進

地域社会の構成者として子どもの社会性を養うため、まちづくり基本条例に基づく子ども議会活動のほか、学校を中心に体験学習などの取組を進めます。コロナ禍が続く中、感染症予防に配慮した職場体験や現場実習による生き方教育、外部人材による特別授業などをコミュニティ・スクールと連携し、子どもの社会参画につながる学習機会の提供、学習支援に努めます。

3 確かな学力の育成

(1) ニセコスタイルの教育推進

「ニセコスタイルの教育」は、小中学校9年間の連続性のある教育を見据えた教育方針や目標に

基づく教育であり、幼児センターやニセコ高等学校の教育との連続性も考慮した「4校種が連続した一つの学園体」と捉え、発達段階に応じた連続性のある教育を展開します。

ニセコスタイルの教育における具体施策は、地域の特性を踏まえて取り組んでおり、その推進を図るため推進委員会を頂点に3つの部会を設置しています。

1つ目の「英語教育」は、小中学校で新学習指導要領が導入され、新たな学びに移行しています。ALTの配置や学校間連携を行いながら、町内における英会話講座など話せる英語能力の向上に向けた取組などについても検討するとともに、引き続き英語教育の推進充実を図ります。

2つ目はニセコ町の事柄を探求する「ふるさと学習」です。昨年は中学校1年生が「ニセコガイド検定」の作成に取り組み、地域の歴史や文化、自然などを調べ、ICT機器を使って問題集を作成しました。この問題集はニセコ高校でも使用されております。今後は内容の充実を図りながら使用範囲を広げ、発達段階に応じた学びの確立を図ります。

3つ目は「ICTの活用」です。昨年度から全児童生徒がICT端末を利用できるようになり、授業等において活用が始まっています。しかしながら、実践的な利活用の手法の確立が十分ではありません。

そのため、引き続き国や道からの研修支援等を受けるとともに、町内においても企業や有識者等の支援を受けながら研修や実践検討を積み重ね、児童生徒の主体的な学びを確保できるよう全体のスキルアップに努めます。

(2) 特別支援教育の推進

教育上特別な支援が必要な児童生徒の学習を支えるため、学ぶ環境の向上と教職員の指導体制の確保を目指します。特別支援学級の適切な運営のほか、教育支援委員会における情報共有と指導への反映、保護者相談や周知啓発などを行うとともに、学校職員が一体となった組織的、効果的な指導に取り組みます。

また、通常学級において生活や学習支援を必要とする児童生徒に対しては特別支援講師を配置し、学習環境の充実にも努めます。また、倶知安小学校が開設している「ことばとまなびの教室」については、ニセコ小学校での巡回通級指導が実現できるよう関係各所と連携して進めます。

4 学校経営の充実

(1) コミュニティ・スクールの推進

学校と家庭、地域が課題や目標を共有し、地域と共にある学校づくりを目指すコミュニティ・スクールの活動を引き続き展開し、本町の自然環境や人材、まちづくりの取組など豊富な教育資源を用いながら、個性豊かでニセコを愛し、ニセコに誇りを持つ子どもを育む教育の充実に取り組みます。

コロナ禍が続き、コミュニティ・スクール委員会による学校支援は、これまで以上に重要になっています。コミュニティ・スクール委員会では活動を積み重ねる中で、実績に合わせて組織の見直しや活動方針等の修正を行ってきました。特に学校支援ボランティアは、重要な役割を果たしており、引き続きこの取組の拡充を図り、地域連携を深めながら教育活動の充実にも努めます。

(2) ニセコ高校の振興

ニセコ高等学校では、町立高校として地域との密接な連携の下、農業と観光を融合した産業人の輩出に寄与してきました。しかし、昨今の少子化や社会の多様化により転換点を迎えております。これからの学校経営の方向性や手法について検証し、方針づくりに取り組みます。

今年度から新学習指導要領が導入され、新たなカリキュラムを実施します。英語科目では習熟度別の学習を取り入れるため、町費により講師を配置します。

また、全生徒が利用できるICT端末を活用し、地域やコミュニティ・スクールとの連携を図りながら、生徒それぞれの探求の学びを充実させるとともに、農業クラブや校内プロジェクトなど、生徒の主体的な活動を引き続き奨励します。

入学生徒の確保については、道央圏のみならず道内主要中学校へ募集情報の提供を行うほか、引き続き近郊市町村の中学校へは訪問しての募集活動を継続します。また、施設設備などの学習環境の改善や寄宿舎整備についても検討します。

(3) 生徒指導支援の推進

いじめや不登校などの児童生徒を取り巻く諸問題に対応するため、スクールカウンセラー等の外部人材やスクール・コーディネーターを活用し、外部機関とも連携して、教育相談や生徒指導に係る学校の取組を支援します。今年度は中学校において、Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を導入し、生徒一人一人や学級集団の状況を把握し、事前に不登校やいじめ被害等の兆候を察知できるよう努めます。

また、「いじめ防止基本方針」に基づくいじめの早期発見と対応、未然防止に努めるほか、児童生徒の主体的な活動を大切に、ルールなどを自ら考え実践できる教育環境づくりに努めます。

このほか、携帯電話やインターネット上のトラブルや犯罪から児童生徒を守る取組をコミュニティ・スクールの活動と連動させ、継続します。

5 教職員の資質能力の向上

教職員は児童生徒への教育、指導はもとより、本町が目指す教育の姿の実現に向けた取組を担う立場であることから、一人一人の資質・能力の向上を目指した研修の推進及び充実を図ります。また本町の教育方針の共有を図る場として、町内の教育関係者が一堂に会する「ニセコスタイルの教育の日」を開催し「一つの学園体」としての各学校の連携を強化します。

服務管理の面では、「ニセコ町立学校における『働き方改革』行動計画」や「ニセコ町立学校における部活動の在り方に関する方針」に基づき、業務改善を図るとともに、学校におけるマネジメント力の向上を図り教職員が安心して働ける職場づくりに取り組みます。

6 教育環境の充実

(1) 学校危機管理体制の確立

児童生徒の学校内外での安全を確保するため、自らの安全は自ら守ることを基本に、学校、家庭、地域や関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災等の安全確保に係る教育を進めます。交通安全教室による安全指導や、ニセコ町通学路安全推進会議による通学路点検などを行うほか、不審者対策として「子ども110番の家」防犯訓練なども行います。また、防災訓練実施のほか、気象災害などにも迅速に対処する危機管理体制の確立に努めます。

スクールバスの運行は、児童生徒数や郊外居住者の増加などにより、経路や車両の調整が複雑化、困難化する傾向にあります。運行路線や手法について見直しを進め、安全第一の運行に努めるとともに、適切な路線設定による運行時間短縮に取り組みます。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の猛威はいまだ衰えず、引き続いての対応が求められています。学校においては、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づき、町や北海道と連携して感染予防対策や学びの確保に努めます。また、感染者等が発生した場合は、対象者が誹謗中傷の対象とならないよう最大限の配慮を講じます。

(3) 学校教育施設の充実

児童生徒が安心して学べる環境の維持、学校施設や設備の適切な管理、整備に取り組みます。新型コロナウイルス対策においては、換気が重視されています。各学校においては網戸の設置を完了させ、感染予防に努めます。

また、学級で使用する学習支援システムを全校で導入し、学校や家庭におけるICTを利用した学習の円滑化を図るほか、中学校の教室に配置している大型表示装置の更新を行い、教育環境の充実を図ります。

(4) 教育委員会運営の充実

合議制とレイマンコントロール（地域住民の意思を教育政策に反映させる制度）の仕組みを基本とする教育委員会運営について、持続的安定性の確保と活動内容の充実に努めます。教育に関わる諸課題は常に社会と連動しており、国、地域それぞれにおいて個別の課題を抱えております。ニセコ町では移住者が増えることで就学児童生徒数が増加しており、施設改修やコミュニティーの変化など配慮すべきことが増えております。また、新型コロナウイルスがもたらす不安や行事等への影響など、家庭への影響も大きくなっています。これらのことをしっかりと踏まえて、適切な運営に努めます。

また、教育委員が参加する行事等も制限が続いていますが、学校・教育施設への訪問や、教育委員会議における審議や教育委員研修、事務局組織体制の強化に取り組むなど、教育委員会として諸課題への着実な対応及び対応能力の向上に努めます。

7 生涯学習・スポーツの充実

(1) 生涯学習機会の創造

第7期社会教育中期計画、令和2年度～令和6年度、その5か年計画の3年次でございます、に基づき、町と教育委員会、学校、家庭、地域や関係機関・団体などとの連携を強化し、子育て支援体制の充実、多文化交流機会の充実、地域を知る機会の充実及び高齢者の健康の4項目を柱とする各種施策を引き続き推進します。

子育て支援体制の充実では、子どもが安全で安心して学び・遊べる場を提供するため、引き続き放課後子ども教室を開設し、子どもの自主性や協調性、創造性を育みます。

多文化交流機会の充実では、職種や年代、国籍を問わず、誰もが取り組める事業の実施や支援、

国際的な視点での多文化理解の場となるスポーツの機会や芸術・文化活動を提供するための工夫に努めます。

地域を知る機会の充実では、ニセコの恵まれた自然環境とその保全や歴史をより深く理解し、郷土愛を育む機会の提供に努めます。

高齢者の健康では、寿大学での学習会や交流会などを通して、知識と教養を高め、健康で明るく文化的な生活を送るための取組を行います。

このほか、北海道日本ハムファイターズや元・現役アスリート等との連携によるスポーツ教室の開催、文化まつりでの芸能発表及び作品展、児童生徒の作品展など、学習の機会や成果を多くの方に広める場の提供に努めます。

魅力的な少年教育事業を展開するため、ニセコの子どもたちがふるさとの人や文化、自然などの身近な教育資源に触れ、「集い・学び・遊び・感じる」、このことを目的とした「ニセコみらいラボ」を引き続き開設し、講座の内容を充実・発展させます。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発達に寄与することから、本年度もニセコの自然や人材などの教育資源を生かしたスポーツ活動の充実に取り組みます。

幼児や児童生徒を対象とした事業では、幼児用スキークの貸出し事業やこどもスキーフェスティバル兼全町児童生徒スキー大会の開催、初心者の子どものためのスキー教室や夜間スキー・スノーボード講習会を行います。

これらのウインタースポーツをより身近に親しむための支援として、町内スキー事業所の協力を得ながら、児童生徒へのスキークリフト券助成事業を行い、新たに小学校1年生から3年生の保護者購入用リフト券助成事業を行います。

また、小学校低学年を対象に、スポーツ推進委員の主催により、様々なスポーツを体験する中からスポーツへの関心と自分に合ったスポーツを見つける機会とする「夕方スポーツクラブ」を実施します。

このほか、夏休み期間中の町民ラジオ体操会を継続します。

町民の健康増進と親睦を目的として定着している、運動公園開幕スポーツ大会をはじめ、ふれあい町民運動会などの大会を継続して開催するほか、スポーツ競技振興のため各種団体が主催する町長杯スポーツ大会の開催を支援します。

第40回目を迎えるニセコマラソンフェスティバルについては、安全面の確保や運営面の改善に配慮しながら、実行委員会による運営を支援します。

町の少年スポーツ、健康スポーツ、競技スポーツの各分野で中心的な役割を担う体育協会に所属する競技団体やスポーツ少年団の活動への支援を行い、地域に根差したスポーツ活動の推進並びに指導者の育成及び確保に努めます。

また、持続可能な部活動の実現に向けて、部活動の段階的な地域移行が目指されており、当町においても地域部活動の創出についての検討を始めます。

町として、現在取組を進めている2030年北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大

会招致活動への協力を通して、未来を見据えた「ウインタースポーツの文化」、「オリンピックレガシー」を掲げて、子どもたちの夢や希望を育むとともに、町の発展につながる活動を目指します。

(3) 生涯学習・スポーツ施設の充実

所管する各施設においては、安全かつ快適に、誰もが利用しやすい、生涯学習・文化・スポーツ施設とするため、長期的な整備計画が必要であると考えています。

学習交流センター（あそぶっく）は、図書館法に基づく公立の図書館として機能を充実させるよう指定管理者を支援するとともに、施設の適切な維持管理に努めます。

有島記念館においては、経年による老朽化が課題となっていることから、長期的な展望に立った施設の適切な維持管理に努めます。また、有島記念公園などの施設周辺につきましても文化・芸術施設にふさわしい環境の維持を基本としながらも、その活用について引き続き検討を進めます。

体育施設については、建設から40年が経過する総合体育館では基本調査に基づき早期補修箇所について補修を実施するとともに、全ての体育施設の適切な維持管理と適時補修に努めます。

8 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術体験機会の創造

文化・芸術は心豊かな社会の形成に寄与することから、関係団体や行政が役割を分担・連携しながら、文化協会主催による町民向けコンサートの開催など文化芸術施策を展開していきます。子どもたちの豊かな創造力や思考力などを養うため、児童生徒を対象とした青少年芸術鑑賞会や児童生徒作品展を開催します。

また、ニセコ町民センターや学習交流センター「あそぶっく」、有島記念館などの施設を活用し、音楽鑑賞など芸術に触れる機会の確保に努めます。

中央地区JRニセコ駅隣接地のニセコ鉄道遺産群では、ニセコ町鉄道文化協会との連携の下、本町に存在する鉄道文化遺産の認知度を町内外に広め、理解と愛着を深めるための取組として、鉄道車両を公開するイベントの開催及び広報活動の強化やオリジナル商品の販売などを行います。

なお、鉄道遺産の保管及び展示に当たっては、安全管理並びに環境整備に十分配慮します。

このほか、郷土資料については、ニセコ町に関する貴重な歴史的文化的文化財の収集・展示事業に加えて、保管設備の設置や資料のデジタル化など収蔵・保全の充実化を進め、有島記念館の郷土資料館としての機能充実に取り組みます。

(2) 読書活動の推進

第2次子どもの読書活動推進計画に基づき、学習交流センター「あそぶっく」を活動拠点として活動する指定管理者「NPO法人あそぶっくの会」に対して、日常的に楽しく身近に読書ができる環境づくりのための支援を行い、第3次子どもの読書活動推進計画策定の取組を進めます。

また、学校を通じた児童生徒の読書活動の推進として、あそぶっくの会の協力による学校図書館支援として、学校図書館の環境整備や有効活用、選書の充実に取り組みます。

(3) 有島記念館の充実

有島記念館は、大正期を代表する作家有島武郎の文学、農場解放の軌跡などを紹介・伝承する施設です。文学、郷土史、美術品に関する企画展のほか、コンサートやギャラリートークなどの普及

事業の開催により、有島記念館の来館者数は増加傾向にはありますが、さらに有島武郎の認知度と理解を得るため、有島本人や本町を紹介する企画展などを姉妹・友好提携館などと連携して開催します。本年は有島武郎農場解放100年の年に当たり、その広報事業に取り組みます。

また、貼り絵作家の藤倉英幸氏からの受贈作品を有効に活用した企画展を開催します。

さらに、有島記念館の認知度を高めるために、同館の学芸レベルを一層向上させ新たな事業の企画立案とその事業等に迅速に取り組みます。

9 多文化共生の推進

本町は、国内外から移住した人も多く、価値観が多様化しています。ニセコ町教育振興基本計画に掲げる多文化共生の社会づくりには、文化や習慣の違いなどを認め合い、互いによく理解、尊重し、助け合って生活していくことが必要です。そのため、こうした観点から、町民誰もが参加、交流できる文化・スポーツ等の事業の実施を支援します。

多文化理解の視点では、英会話をより身近にするため、国際交流員による小学生を対象とした放課後子ども教室での英会話交流や高齢者を対象とした寿大学学習会など、幼年者から高齢者まで幅広い年代の方が多文化に触れる機会を提供します。

また、町の国際交流推進協議会が行う英会話教室や文化イベント等の事業との連携のほか、北海道インターナショナルスクールニセコ校児童生徒との触れ合いなどの交流の場を検討します。

多様な交流機会確保の視点では、子どもたちが異なる町の文化やコミュニケーションに触れることで、視野を広げ、新しい発見から「自分の町を振り返り理解する機会」を引き続き提供します。

本年度は滋賀県高島市への訪問「少年洋上セミナー」並びに鹿児島県薩摩川内市の児童生徒受入れなどの少年交流事業を実施します。

令和4年度においても、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育を取り巻く諸課題に積極的に対処していく所存でございます。町民の皆様、町議会議員の皆様の教育行政へのご理解とご支援をお願い申し上げまして、執行方針について述べさせていただきました。

○議長（猪狩一郎君） これをもって令和4年度教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第7 議案第1号から日程第28 議案第22号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）の件から日程第28、議案第22号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件までの22件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 書見台を準備をさせていただきます。それでは、本日よろしくお願いたします。

まず、日程第7、議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）、こちらでございます。

議案の4ページを御覧いただきたいと存じます。議案第1号 指定管理者の指定について（ニセ

コ中央倉庫群)。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字中央通60番地2外10筆、名称、ニセコ中央倉庫群。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、虻田郡ニセコ町字近藤741番地77、名称、株式会社住まいるニセコ、代表者、代表取締役、近藤信勝。

3、指定する期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

中央倉庫群については、民間活力を導入して、町民や観光客、来訪者などが交流し、気軽にくつろげる休息の場として、またニセコ町の地域振興と産業活性化に資する施設として2016年4月から指定管理者制度を活用して、運営をしております。2019年4月から本年3月までの3年間は、議会のご承認をいただき、株式会社住まいるニセコに指定管理者をお任せし、運営を行ってまいりました。このたび3月末日をもって指定管理の期間が切れることから、改めて指定管理者選定委員会のご意見を基にニセコ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、民間活力の導入による活発な活用を目指し、指定管理者の公募を行いました。公募の結果、2社からの応募があり、1月27日の指定管理選定委員会、こちらで審議を行った結果、これまでの良好な管理実績を認め、かつ今後も良好な管理が期待できることから、株式会社住まいるニセコを改めて指定管理者として選定することが適切である旨の答申をいただきました。これにより、町では答申どおりニセコ中央倉庫群の指定管理者として改めて株式会社住まいるニセコ、こちらを指定することとし、議会の議決を求めるものでございます。

なお、株式会社住まいるニセコの代表者である近藤信勝氏は、2018年3月に地域おこし協力隊を終了し、協力隊在籍中の2016年7月に住まいるニセコを株式会社として設立し、本町や倶知安町において物件管理や清掃業務などを手がけてまいりました。また、これまでの活動の中で地域住民の信頼も厚く、来訪者に愛され、活用される倉庫群の活用を目指しており、その意欲と実践にご期待申し上げます。

議案第1号の説明は以上でございます。

続きまして、日程第8、議案第2号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

議案の6ページを御覧いただきたいと思います。議案第2号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

別冊の新旧対照表がありますが、その新旧対照表を御覧いただきたいと思います。こちらになります。この新旧対照表の1ページ、上段、左の枠、現行とあるところを御覧いただきたいと思います。1ページ、左枠の現行というところを御覧いただきたいと思います。改正前のニセコ町個人情報

報保護条例第52条第1項第1号の中で、3行目でございますが、「その他の同法第52条第1項に規定する個人情報」とある下線部、「第1項」、これを削るという改正でございます。これは統計法の改正に伴うもので、統計法の52条は複数項ありましたが、改正により1項にまとめられたため、本町の条例も引用先を適切に指し示すため改正する必要があり、下線部の「第1項」、これを削るということとなります。

議案7ページにお戻りいただきまして、上段、改正本文もそのような趣旨で改正をしております。

最後に、7ページ下のこの条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条、条例制定の手續第1項第1号に該当し、住民参加等の手續を要しないものとしてございます。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の8ページを御覧いただきたく存じます。議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

まず、おめくりいただき、12ページまで進んでいただき、議案の12ページの下を御覧いただきたいと思っております。提案理由でございます。国において非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されること、また育児休業を取得しやすくするための措置が義務づけされることに伴い、国に準じて改正する必要があること、さらに育児休業ができない非常勤職員に関する規定などが国の規定に準じていなかったため併せて改正するため、本条例を提出するとしております。

第3回ニセコ町議会定例会説明資料というのが別にごございます。そちらを御覧いただきたいと存じます。第3回ニセコ町議会定例会説明資料、こちらでございます。この説明資料の1ページ、右上に資料1と書いてございます。1ページでございます。黒四角の2つ目になりますが、主な改正点についてご説明を申し上げます。まず、①を御覧ください。育児休業をすることができない職員の追加規定をしてございます。任期付短時間職員、任期の更新予定がなく、週の勤務日数が3日未満の非常勤職員など4項目を追加してございます。

次に、②、非常勤職員に対する育児休業承認期間について、1つ目は対象となる非常勤職員の子が1歳到達日まで、こちらを基本とし、以下条件により1歳2か月まで、または1歳6か月まで延長できる規定を設けております。

次に、③、非常勤職員に対する育児休業承認期間の例外、④、育児休業を再開できる場合の追加、⑤、育児休業の延長及び育児短時間勤務を実施できる場合の追加、これらについてはいずれも定員で保育所に入所できない場合、この条件により実施されるということが改正として記載されているところでございます。

それから、⑥、非常勤職員に係る部分休業の承認について、こちらについては非常勤職員についても育児休業は介護による一定の時間給を取得できることとなります。

それから、⑦、こちらの育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置として、制度の周知、研修の実施、相談体制の整備を規定をしております。

議案にお戻りいただき、これらの改正点を踏まえて、改正条例の本文について議案の9ページから12ページまでの上段までに記載をしてございます。

それから、12ページの附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行するというところでございます。

最後に、議案の12ページ下、この条例改正に関する町民参加について、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手續を要しないとしているところでございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第10、議案第4号、公益法人等への職員の派遣などに関する条例の制定について、こちらについてご説明をいたします。

14ページでございます。議案第4号、公益法人等への職員の派遣に関する条例。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

15ページをお開きください。15ページから16ページ、17ページ、こちらが制定する条例の本文でございます。17ページ下の提案理由、こちらでございますが、公益法人等の業務の円滑な実施の確保を通じて地域振興及びまちづくりの推進を図るため、本条例を提出するとしています。ニセコ町では、これまで観光協会等のいわゆる第三セクターの設立などに際し研修派遣制度を活用して職員を派遣し、地域振興に努めてまいりました。住民のニーズが多様化し、公益の増進を目的としつつ自治体職員の活躍の場は将来に向けてますます広がりを見せるものと考えております。このたびの制度は、公益を増進し、将来に向かって本町発展のために求められる人的支援に 대응するため職員派遣の選択肢を広げる条例として整備するというものでございます。なお、このたびはこの制度を活用して住環境、エネルギー、人口増加圧力に対応すべくSDGs街区の整備を進める株式会社ニセコマちに職員を派遣させていただくということで準備を進めているところでございます。

それではまず、条例の大きな立てつけですが、先ほど活用させていただきました説明資料、第3回ニセコ町議会定例会説明資料、これの4ページをお開きいただきたいと思っております。まず、4ページでございます。よろしいでしょうか。こちらのページになります。条例の大きな立てつけでございます。説明資料の4ページ、この条例には派遣方法が2つ、大きく2種類ございます。一つはこの表の左側、国の法律に規定されている法人であって、本町では社会福祉法人であるとか社会福祉協議会、これらなどを想定します。そういう国の規定にされている法人であって、それらを想定し、その職員の身分を有したまま派遣する方法、便宜上これを法人派遣と今後ちょっと申し上げたいと思っております。便宜上法人派遣と申します。もう一つは、表の右側でございます。町が出資する株式会社など、この場合株式会社ニセコマちですとかリゾート観光協会などを想定しておりますが、株式会社などで一旦退職の上派遣する方法、便宜上株式会社派遣と申し上げたいと思っております。この2つの派遣がございます。ちなみに、先ほど説明申し上げた株式会社ニセコマちへの派遣は、右側の営利法人への派遣ということでございます。

説明資料の2ページの資料2を御覧いただきたいと思います。1ページ戻っていただいて、今ほど使った説明資料の2ページの資料2でございます。こちらの四角の2つ目、黒四角の2つ目、制定内容についてというところを御覧いただきたいと思います。各条例についての説明を申し上げているところでございます。議案15ページの条例本文と見比べて御覧いただければと思います。2ページの資料2でございます。まず、第1条ですが、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、以後法と申し上げますが、これに基づき職員の派遣に関し必要な事項を条例で定めるということを規定しております。これが第1条でございます。

その下、第2条、ここからはまず法人派遣に関連する条文でございますが、第2条は法第2条に基づき派遣できる団体及び職員に関する事、派遣に当たって合意すべき事項を規定するというものが2条でございます。

それから、第3条は派遣職員を役場に復帰させなければならない場合というのを第3条で規定をしております。例えば一つは派遣職員が派遣先での役職員の地位を失った場合、それから派遣職員が条例の規定に適合しなくなった場合など6つの項目を規定しております。

第4条でございます。派遣した職員に給与を支払うことができるということを規定しているというものでございます。

それから、第5条、第13条、それからその下の第6条、第14条、こちらは法人派遣、それから株式会社派遣のいずれの場合も復帰した際の給与、それから退職金、職務の級及び号俸に他の職員との均衡を図ることを規定するというものでございます。

それから、第7条、第15条、こちらの2条は、こちらもいずれの派遣の場合も派遣中、派遣後の処遇について町長に報告する義務を規定するというものでございます。

それから、第8条以下は株式会社派遣の場合ですが、第8条では株式会社派遣の派遣可能団体を規定しております。

その下、第9条は株式会社に派遣できる職員をいわゆる正職員と規定しているという条項でございます。

それから、次のページ、10ページになります。第10条は株式会社に退職派遣をした職員を復職させなければならない場合を規定をしております。それから、法人派遣の場合と差異があるのは、派遣者が刑事事件に関し起訴された場合及び公務上の必要のため当該派遣者を職員として採用することが必要となった場合と規定をしております。

それから、11条でございますが、株式会社への派遣者が懲戒免職が適当と認められるようなことが起きた場合は役場に復帰できないことを規定をしております。

それから、12条でございますが、株式会社への派遣者が派遣に当たって合意すべき事項を規定をしております。一つは福利厚生に関する事、一つは業務従事の状態の連絡に関する事項ということになります。

それから、3ページの中ほどですが、派遣の概要というところを御覧いただきたいと存じます。今回制定する条例による派遣の概要でございますが、社会福祉協議会などの法人派遣と株式会社ニセコまちなどの株式会社派遣の2種類があるよということが①に記載してございます。

それから、②でございますが、派遣期間は3年間となるということでございます。

それから、派遣職員の身分は町を退職し、派遣先の社員となるということを規定してございます。

それから、派遣期間満了後は町へ復職するというように規定してございます。

それから、派遣期間中は市町村職員共済組合の組合員の身分を有するが、健康保険などは派遣団体の規定に基づき行われるということ、それから福利厚生は現在と遜色ないよう派遣先と協議をいたします。

それから、必要の都度派遣の状況は報告を求めるといふようなこと、それらのことが決められているということでございます。

議案の17ページにお戻りいただきたく存じます。議案の17ページでございます。この17ページの下のほうでございますが、この条例は、令和4年4月1日から施行をいたします。

それから最後に、この条例改正に関する町民参加等についてニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3項に該当し、住民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第11、議案第5号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

18ページになります。議案第5号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

19ページにお進みいただきたいと存じます。19ページの提案理由でございます。下のほうです。令和3年度人事院勧告及び国家公務員の給与改正に伴い議員報酬等審議会への諮問を行い、審議結果により人事院勧告及び国家公務員の給与改正に準じた改正を行うため、本条例を提出するとしております。具体的には、人事院勧告では6月と12月の期末手当をそれぞれ0.075か月、合わせると年額にして0.15か月減額するという内容でございます。

19ページ上段の改正条例本文を御覧いただきたいと思っております。19ページの議案本文の上段でございます。議員各位の期末手当につきまして、第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改めるといふことで、結果期末手当が100分の7.5、0.75か月になりますが、減額となるという改正でございます。

その下、附則の第1項ですが、この条例は、令和4年4月1日から施行ということでございます。

また、附則の第2項でございますが、国においてはこの減額を令和3年度から実施する予定でしたが、法改正が見送られたことから、令和3年度の減額分、0.15か月分でございますが、これを本年6月支給の期末手当から減額することとなります。このため、計算式として昨年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じた額を本年6月の期末手当から減じるということとなります。

最後に、議案の19ページ下、この条例改正に関する町民参加等についてニセコ町まちづくり基本条例第54条によりまして令和3年11月16日にニセコ町議員報酬等審議会にて審議をしておるところ

でございます。

議案第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第12、議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

20ページでございます。議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

21ページを御覧いただきたいと存じます。提案理由でございます。先ほどと同じ提案理由ということでございます。先ほどの議員報酬額と同じ内容ですが、特別職の期末手当を年額にして0.15か月減額するという内容でございます。

21ページの上段の改正条例本文でございますが、特別職の期末手当について、第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改めることで、結果100分の7.5、0.75か月分減額となる改正でございます。

その下、附則の第1項ですが、この条例は、4月1日から施行いたします。

また、附則の第2項でございますが、こちらも先ほど同様令和3年度の減額分0.15か月を本年6月支給の期末手当から減額するという内容でございます。

最後に、議案の21ページ下、この条例改正に関する町民参加等についてニセコ町まちづくり基本条例第54条により11月16日にニセコ町議会議員等報酬等審議会にて審議をしております。

議案第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第13、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

22ページになります。議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

23ページを御覧いただきたいと思っております。提案理由、先ほどと同様でございます。先ほどと同様の改正ということで条文の説明を申し上げます。まず、このページの上、改正条例の本文でございます。「第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め」という文章までですが、これは議員各位、特別職同様、職員についても1回の期末手当を0.075か月、年にして0.15か月減額するという改正でございます。

次に、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、それから「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるという改正ですが、これは再任用職員の期末手当が100分の72.5から100分の67.5となり、0.05か月、一年にして0.1か月の減額改正となる改正も含んでございます。

その下、附則の第1項でございます。こちらの条例も、令和4年4月1日から施行します。

また、附則の第2項でございますが、こちらも先ほど同様、令和3年度の減額分を本年6月の期末手当から減額する内容でございます。いわゆる一般職の6月期末手当は改正後からさらに0.15か月、それから再任用職員は同じく0.1か月の減額となります。

附則第3項でございますが、ここでは会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の改正を行い、6月期末手当から昨年度分の期末手当減額分を減額することを規定しているというものでございます。

最後に、この条例改正に関する町民参加についてということで、住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第14、議案第8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例でございます。

24ページを御覧いただきたいと存じます。議案第8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

25ページを御覧いただきたいと思います。提案理由でございます。ニセコ斎場での火葬において改葬などで火葬が必要となった場合の料金が設定されていないため、新たに設定するというものでございます。使用料については、ニセコ町内にある墓地等に埋葬された死体や焼骨を火葬する場合は1回1万円とし、町外の墓地に埋葬された死体や改葬などで町外から持ち込まれた焼骨の場合は使用料の5倍の金額に設定するというものでございます。また、併せて文言の整理を行うということで本文の提出をしておるところでございます。

今回の改正は、いわゆる墓じまいなどでお墓にある焼骨などを納骨堂に納める際、お寺などから再度火葬を求められるということが近年増えてきたということのための改正でございます。

それでは、先ほど一度見ていただきました新旧対照表のこちらの10ページを御覧いただきたいと存じます。新旧対照表の10ページ、こちらの右の改正後の表でございますが、別表第1、第2条関係の表の一番下、埋葬された死体や焼骨、1回につき1万円、これを加えております。

それから、表の下ですが、新たに備考として使用料を5倍徴収する場合の規定、これはこれまでも同様の扱いでしたが、ここを整理し、加えております。

また、死体について現行では、死屍と書いてシシと読むそうですが、古い言い回しでございますが、この死屍を死体と改めておるということでございます。

それから、議案の25ページにお戻りいただきたく存じます。最後に、この議案の25ページ下にこの条例改正に関する町民参加の状況についてということで、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による住民参加等の手続ですが、2月9日から2月22日まで改正内容を縦覧し、特に意見はございませんでした。

議題第8号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、議案第9号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

26ページでございます。議案第9号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

説明資料のほうの5ページ、第3回ニセコ町議会定例会説明資料の5ページを御覧いただきたいと存じます。右上に資料3と書いているところですが、これの黒四角の2つ目、改正点、こちらを御覧ください。今回の改正は、大きく3つの改正を行います。一つは、①の賦課課税限度額の引き上げでございます。2条関係でございます。国民健康保険税の基礎課税額は63万円から65万円の2万円引上げ、それからその下、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額、これを19万円から20万円の1万円の引上げということでございます。これにより国民健康保険税の課税限度額が年額99万円から102万円となるということでございます。

次に、②の改正でございますが、②の子ども、子育て支援として未就学児童の被保険者に係る均等割額の減額、これは第23条に関係しますが、均等割額の減額でございます。以下は未就学児1人当たりの均等割について基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額のいずれの場合も世帯区分に応じ現行軽減額からさらに2分の1の軽減を行うという改正でございます。なお、この軽減は公費により支出され、国2分の1、北海道、ニセコ町それぞれ4分の1の負担ということでございます。

次に、下のほうになりますが、③の賦課に際し資産割を廃止と書いておりますが、資産割を廃止をいたします。この改正のみニセコ町の独自改正でございます。被保険者の負担の公平化を進めるため国民健康保険税の賦課方法を従来の4方式、所得割、資産割、均等割、平等割、そこから資産割を廃止し、3方式に改めるというものでございます。国民健康保険事業は、平成30年度から市町村個別の運営のところから都道府県ごとの運営に変わりました。平成30年度からは、都道府県の運営に変わりました。そこで、事業主となった北海道では標準的な保険料水準、これを3方式による賦課と定め、令和12年度、これをめどに市町村間の保険料水準の統一を目指しています。本町でも平成29年度から国民健康保険税の賦課方法を標準的な保険料水準に合わせながら被保険者の皆さんに負担が大きく変動しないよう各段階、段階的に資産割の割合を下げるなどの改正を続けてまいりました。このたび令和4年度の国民健康保険税を試算したところ、資産割を廃止しても被保険者の皆さんの負担が大きく変わらないということを確認したため、資産割を全部廃止して、3方式での賦課とする改正、こちらを行うというものでございます。

議案の27ページにお戻りいただきたいと存じます。議案の27ページ、改正条例の本文が27ページから28ページ中段に記載しております。ただいまご説明した内容を改正条文に反映してございます。

次に、28ページの附則でございますが、第1項では条例の施行期日を定めており、先ほどご説明した賦課限度額の引上げについて地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行日から施行すると。それから、未就学児の被保険者均等割額の軽減は令和4年4月1日から施行する。それから、賦課に際しての資産割の廃止、これニセコ町独自の廃止でございますが、それから文言整理については公布の日から施行するという事としております。

附則第2項は、この条例の適用区分を定めてございます。

最後に、28ページの下段、この条例改正に関する町民参加等の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条により記載のとおり内容の公表を行い、意見等はございませんでした。

議案第9号に関する説明は以上でございます。

日程第16、議案第10号 ニセコ町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例でございます。

議案の30ページになります。議案第10号 ニセコ町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例。

ニセコ町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

31ページの改正理由でございます。23条及び27条で規定している縦断勾配と合成勾配、いわゆる道路の坂道の度合いでございますが、縦断勾配と合成勾配については道路構造令から引用されたものであり、日本全国での一般的な基準であります。ニセコ町の実情には合っておらず、大型車や一般車両が冬期の坂道を上がれないことやロードヒーティングを設置している区間での事故も起きているという事例がございます。また、近年開発事業者が道路を設置する際も本基準に基づいて開発しているため道路交通上の安全性に支障が生じるため、本条例を提出するというものでございます。

第3回ニセコ町議会定例会説明資料の6ページを御覧いただきたいと存じます。右肩上に資料4とあるページでございます。このたびの改正は、これまで道路構造令に準じていた本町の道路勾配に関する条例が積雪寒冷地の実態にそぐわないということで、これまで認めていた道路の基準を改正するというものです。資料4の改正点の①でございます。まず、第23条関係となりますが、縦断勾配について、通常の場合道路種別によって1から12%以下だったものを改正後は4%までとします。また、やむを得ない場合はこれまで8から12%以下であったものを改正後は7%未満とします。

次に、改正点の②、第27条関係ですが、これまで道路の設計速度により10.5%、または11%だったものが改正によりまして8%以下とするということでございます。

議案の31ページにお戻りいただきまして、改正条例本文においてただいまご説明した内容を反映しているというものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、本年4月1日から施行いたします。

ただし、これまでの条例施行の前に町が認定している道路については、附則第2項によってこれまでどおりの規定を適用するということとしております。

最後に、31ページ下段のこの条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、まちづくり基本条例54条により記載のとおり内容の公表を行い、1件の意見がございました。

議案第10号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、議案第11号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例でございます。

32ページでございます。議案第11号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例。

ニセコ町景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

33ページを御覧いただきたいと存じます。提案理由でございます。開発事業の内容については、住民説明会の開催及び資料の公開により関係住民及びその他の住民に広く公開されるが、それより

も早い計画構想の時点で情報を公開し、できるだけ早い段階から開発事業者及び関係住民が対話する機会を持つことで相互の理解を深め、協議をより円滑に行うことができるようにするため、本条例を提出するというごさいます。本町における各種の開発事業については、景観条例をその根拠に事業者が主体となり、住民説明会をこれまでも重ねてまいりました。これまでの説明会の積み重ねによりまして町としては開発事業者と私たち町民との一層の相互理解を深めるためには開発事業の計画や構想段階など少しでも早い時期からの関係住民等への説明が重要であるという認識に至りました。このため、議案33ページ、議案の33ページ上段の改正本文でございすが、第28条の次に次の1条を加えます。

第28条の2、開発事業者は前条の開発事業において、関係住民等に対し、景観づくりなどの相互理解を深めるため、当該事業の内容を構想段階から公開するよう努めるものとする。ただし、公開時期については開発事業者自らが設定し、次条の規定による事前景観調査の前までに行うものとするをいたします。そのように改正をいたします。

第29条第1項中「前条」を「第28条」に改めるとの条文につきましては、ただいまご説明した28条の2が新たに加わることによる形式的な改正でございすが。

次に、附則でございすが、この条例は、本年4月1日から施行をいたします。

最後に、同ページの下段、この条例による住民参加の状況ですけれども、表記のとおり内容の公表を行いました結果、3件の意見がございしました。

議案第11号に関する説明は以上でございすが。

続きまして、日程第18、議案第12号 ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例でございします。

34ページでございすが。議案第12号 ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例。

ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

35ページ下段でございすが。改正の理由でございすが、近年ニセコ町において開発が多くなっていますが、下水道が市街地にしか整備されておらず、河川への汚水放流が非常に多くなってきております。ニセコ町で管理している普通河川は多くが1級河川尻別川に流入していますが、尻別川にはイトウなどの魚も生息していること、それからラフティングなど自然環境を生かしたアクティビティーも盛んとなっていることとございすが。そこで、汚水の流出を抑制し、自然環境を保護することを目的とするため、本条例を提案する、提出するというものでございすが。

こちらについては、別冊のニセコ町議会定例会説明資料の8ページ、最後のページになりますが、8ページ、右肩上が資料6となっているこちらを御覧いただきたいと思ひます。資料の中ほどの改正点でございすが。現行ではニセコ町の管理する普通河川へ日50立米以上の水を排出する場合は事前届出のみを求めておりましたが、改正後は町が必要と認める場合以外の排水は原則日50立米までとしております。

議案の35ページにお戻りいただき、ただいまの説明趣旨にのっとり条例第9条第1項本文を記載のとおり改正をしてございすが。

また、第9条第2項中、これまで届出としていたものを協議に改めております。

なお、この条例の施行については、令和4年4月1日としております。

一番下でございますが、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、令和4年2月16日から3月1日までこの条例改正案を公表し、2件の意見がございました。

議案第12号に関する説明は以上でございます。

日程第19、議案第13号 ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案36ページでございます。議案第13号 ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

37ページをお開きいただきたいと思います。提案理由でございます。図書館法第14条第1項の規定によりニセコ町学習交流センターに図書館協議会を設置するに当たり図書館法第16条の規定に基づき条例で規定するため、本条例を提出するとしております。学習交流センターあそぶつくは、町民の皆さん自らが自主的にその運営を担い、同時に多くの皆さんの奉仕によってこれまで支えられてまいりました。設立当初からその熱心で意欲的な取組や小さな施設でありながら同規模での道内での屈指の貸出し冊数を誇り、コロナ禍でなければ子どもたちを中心に多くの町民が常に集う本町の文化振興の一翼を担う自慢の施設であり、これまでのあそぶつくの会の皆様には心から感謝と敬意を表するものでございます。今回の条例改正は、図書館協議会を設置し、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館サービスについて館長に対し意見を述べ、今より一層利用者の利便性を高め、施設をより地域に愛されるものとするための改正ということでございます。

では、条例改正の本文でございますが、ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例第13条を14条とし、12条の次に次の1条を加えるとしております。そこで図書館協議会をここに加えているということでございます。

第13条、図書館法第14条第1項の規定に基づき、交流センターに図書館協議会を置く。

2、協議会の委員の定数は、6人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3項、委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4、このほか協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。ここまですべて加えております。

次に、附則についてということでございますが、この条例は、4月1日から施行するというところでございます。

最後に、まちづくり基本条例による住民参加の状況ですけれども、表記のとおり内容の公表を行い、意見はございませんでした。

議案第13号に関する説明は以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により午後2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時45分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第20、議案第14号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

別冊横長の議案、こちらでございます。こちらの議案の1ページをお開きいただきたいと存じます。議案第14号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,133万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,670万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

続きまして、4ページから6ページの第2表、第3表、第4表、こちらを飛ばしまして、8ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を載せてございます。

9ページの歳出を御覧いただきたいと思います。一番下、歳出の合計、今回の補正額8,133万8,000円増額でございますが、こちらの財源内訳でございますけれども、国、道支出金で2,286万5,000円の増、地方債では2,490万円の増、その他で1,955万円の増、一般財源では1,402万3,000円増額の構成になっております。

説明の都合上、18ページからご説明を申し上げたいと思います。18ページの歳出でございます。まず、2款1項1目18節の北海道倶知安高等学校創立100周年記念事業協賛金10万円、こちらは100周年記念事業、10月8日を予定ということだそうですが、これを行うに当たり本町に対し同窓会から10万円の協賛依頼がありました。その補正でございます。

その下、4目24節の減債基金積立金5,850万8,000円ですが、普通交付税の追加交付があった臨時財政対策債償還基金費3,350万8,000円、こちらについて今後交付税措置がされない経費となるため3,350万8,000円全額を減債基金に積み立てるほか、併せて役場庁舎の償還財源として2,500万円の積立てを行うというものでございます。その下、ふるさとづくり基金積立金1,700万円は、当初予算の見込み以上にふるさとづくり寄附をお受けし、その同額をふるさとづくり基金に積み立てる補正ということでございます。

その下、6目7節のふるさとづくり寄附金返礼100万円は、当初予算の見込み以上に寄附が集まったということで、気持ちの品、返礼に要する予算が不足するということから、補正するものでございます。その下、12節のふるさとづくり寄附返礼業務委託料30万円は、こちらも当初予算の見込み以上に寄附があったということで、寄附返礼委託料に要する予算が不足するというために増額補正するというものでございます。

その下、8目自治創生費から、一番下の左側でございますが、8目の自治創生費から17目職員給与費、こちらについては特定財源が見込めるということから、一般財源を特定財源に振り替えるということでございます。

このページの一番下、23目新型コロナウイルス特別対策費、18節の新型コロナウイルス感染症対応介護従事者給付金237万円、こちらにつきましてはコロナ禍で高度な感染対策、こちらを行いながら献身的に介護業務に従事する職員を支援するため1人3万円の給付金を支給するというものでございます。社会福祉協議会並びにニセコ福祉会の職員を支給対象予定としているところでございます。

19ページ、3項戸籍住民基本台帳費、1目18節の北海道自治体情報システム協議会負担金272万8,000円は、国が進める行政デジタル化の一環として全自治体のマイナンバーカードを所有する方の転入手続をワンストップ化するというを予定しており、それに向けた対応として住民記録システムの改修経費を補正するというものでございます。財源として社会保障・税番号システム整備費補助金10分の10を充当するというで予定しています。

続きまして、20ページ、4款1項1目18節の倶知安厚生病院増改築整備事業負担金1,824万5,000円の減額でございます。倶知安厚生病院の第2期整備事業について建築主体、電気設備、機械設備それぞれの工事契約が締結されましたが、当初令和3年度に予定されていた既存棟改修工事の実施時期が令和4年度に変更されたため、本町の負担額を減額補正するというものでございます。なお、これにより令和3年度の負担額は当初の2,471万8,000円から647万3,000円に減額ということになります。その下、27節の簡易水道事業特別会計繰出金80万円の減額は、特別事業会計の収支均衡に伴う減額補正でございます。

その下、2目予防費でございますが、新型コロナワクチンの接種について5歳から11歳までの小

児の接種と18歳から64歳までの3回目接種を行うため、必要となる所要額を補正するというものです。まず、新型コロナワクチン接種協力謝礼19万円、こちらにつきましては休診日に小児接種を行うための補正で、内訳は医師に対し1人2日間10万円、看護師が3人2日間9万円でございます。その下、11節の通信運搬費13万4,000円は、18歳から64歳のワクチン接種を4月に実施するに当たり3月中に接種券を送付する、そのための郵送料でございます。その下、12節の新型コロナワクチン接種業務委託料90万4,000円は、小児接種や18歳から64歳までの3回目接種を前倒しして実施するに当たり、接種人数が増える分の所要額を補正するというものでございます。内訳は、省略をさせていただきます。

その下、左側の7目環境対策費、それから2項2目塵芥処理費については、一般財源から特定財源の振り分け、振替でございます。

21ページ、6款1項6目24節の国営緊急農地再編整備事業基金積立金1,000万円は、町の後年の財政負担に備え、計画的に平準化を図るため基金に積立てを行うというものでございます。その下、27節の農業集落排水事業特別会計繰出金100万円は、こちらの減額については特別事業会計の収支均衡に伴う減額補正でございます。

その下、10目20節の新規就農資金貸付金100万円は、新たに新規就農者1人を認定する見込みとなったことから、所要額を補正するというものでございます。

一番下、11目土づくり対策費は、財源の振替ということでございます。

22ページでございます。9款1項1目18節の羊蹄山ろく消防組合負担金268万7,000円の減額、こちらは令和3年度の決算見込みに基づく減額補正です。主な要因として新型コロナウイルス感染症の影響に伴う消防演習や研修会の中止、あそぶっく前防火水槽更新工事の執行残などが挙げられます。

23ページ、10款教育費、1項4目10節の消耗品68万7,000円は、国の補正予算により実施される学校保健特別対策事業費補助金、小中学校1校当たり上限90万円の補助で、2分の1補助でございますが、これを活用し、各学校における感染症対策やコロナ禍での学習支援に必要な消耗品及び備品の購入費を補正するというものでございます。内訳は手洗い石けん、消毒液、非接触体温計、ビニール手袋、マスク、ペーパータオルなどということでございます。その下、17節の一般備品211万3,000円は、人との距離を取るための多目的ひな壇やパーティション、換気を行うための扇風機のほか、モバイルスクリーン、モバイルバッテリー、カラープリンターなどの購入費を補正するというものでございます。学校別金額はニセコ小学校が86万円、近藤小73万7,000円、ニセコ中学校51万6,000円ということでございます。その下、コンピューター機器備品165万円は、児童生徒の1人1台端末の整備は完了しましたが、さらに子どもたちへのICTを活用した質の高い教育を行うため国の補正予算、公立学校情報機器整備費補助金、こちらを活用し、教員用のクロームブックというコンピューター、これを購入するというものでございます。学校別の内訳は、単価5万円でニセコ小学校に14台、近藤小5台、ニセコ中学校10台、ニセコ高校4台ということでございます。

その下、2項小学校費、1目10節の光熱水費96万3,000円、これは新型コロナウイルス感染症対策として窓を開けて換気を行っていることで電気暖房使用料が増加し、今後の予算不足が見込まれる

ための増額ということでございます。

その下、3項中学校費、1目10節の光熱水費24万4,000円は、こちらも中学校も同様に増額補正をするというものでございます。

その下、4項高等学校費、2目10節の消耗品費42万1,000円、国の補正予算として実施される学校保健特別対策事業費補助金、これを活用し、学校における感染症対策やコロナ禍での学習支援に必要な消耗品等の補正を行うというものでございます。その下、燃料費の23万円、こちらについては灯油単価が当初予算査定時の85円から115円に上がり、今後の予算不足が見込まれるということによる増額補正でございます。その下、光熱水費22万6,000円、こちらは新型コロナウイルス対策のため教室換気、トイレ暖房、手洗い場の温水器等々により今後の予算不足が見込まれるための増額ということでございます。24ページでございます。高等学校費の続きですが、一番上の17節の一般備品147万9,000円、こちらは先ほどご説明申し上げた学校保健特別対策事業費補助金、こちらを活用し、アクリル板、扇風機、スポットクーラー、モバイルプロジェクターを購入するための費用を補正するというものでございます。

その下、4目12節の寄宿舎管理業務委託料32万4,000円は、寄宿舎の警備業務について週末の日中は舎監2名が交代して対応するためその分の委託料は要しないと算出していましたが、舎監の方1名が年度途中で退職し、週末の日中にも警備が必要となったことから、今後不足する費用を増額補正するというものでございます。

それから5項幼児センター費、1目22節の補助金等返還金8万7,000円は、令和2年度子ども・子育て支援交付金、こちらの額の確定に伴い地域子育て支援センターで実施する事業が新型コロナウイルス感染症の影響で一部中止となり、国庫補助金の超過交付が生じたため、返還する金額を補正するというものでございます。

6項2目有島記念館費、10節の光熱水費60万円は、令和3年2月に特別展示室及びブックカフェの空調一式を更新し、現在温度のバランスを調整しながら試行運転を行っております。現状として燃料費は下がったものの、電気料が値上がりしており、光熱水費の予算不足が見込まれるため、増額補正をするというものでございます。

その下、7項2目体育施設費については、財源の振替でございます。

その下、3目給食センター費、10節の燃料費446万7,000円は、A重油単価が上がったということによる予算不足による補正でございます。その下、光熱水費34万5,000円、こちらも電気料の値上がりによる予算不足の補正ということでございます。

25ページ、11款災害復旧費は財源の振替、26ページ、こちらも財源の振替でございます。

続きまして、歳入についてを説明をいたします。10ページをお開きいただきたいと思います。10ページ、11款1項1目1節の普通交付税1億172万8,000円は、令和2年度国税決算の上振れと令和3年度の国税収入の増額に伴う普通交付税の追加交付があったことから、増額補正するものでございます。内訳は、地方財政負担の措置となる臨時経済対策費6,632万9,000円と令和3年度に借入れ臨財債の償還財源、こちらとして臨時財政対策債償還基金費3,350万8,000円、それから調整額の取消しとして189万1,000円、この追加交付によるもので、合計で1億172万8,000円となります。

11ページ、15款1項3目1節の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金90万4,000円は、新型コロナウイルスワクチンの小児接種及び18歳から64歳の3回目接種を行うに当たり財源となる国庫負担金を補正するというものです。

その下、2項国庫補助金、1目1節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金272万8,000円は、マイナンバーカード所有者の転入手続のワンストップ化に要する経費の国庫補助の補正ということでございます。その下、マイナポイント事業費補助金113万5,000円は、マイナンバーカードを取得された方がマイナポイントを申込みを行うに当たりスマートフォンをお持ちでない方や申込みが困難な方など役場で行うマイナポイントの申込み支援に要する人件費について、マイナポイント事業期間の延長により補助金の追加交付が受けられる見込みとなったため、増額補正するというものでございます。その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,493万9,000円、こちらはこの交付金の追加配当があった8,493万9,000円のうち令和3年度の新型コロナウイルス特別対策事業費に充当する1,493万9,000円分を増額補正するというものです。なお、今回未充当の、いわゆるまだ使っていない7,000万円につきましては国の本省繰越しを行い、令和4年度の事業費の財源といたします。

3目1節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金32万4,000円は、ワクチン接種小児及び18歳から64歳の3回目接種を行うに当たる国庫補助の財源ということでございます。

5目1節の公立学校情報機器整備費補助金58万5,000円は、教職員のパソコン、クロームブックを購入するための財源として国庫補助金を充当するというものです。その下、学校保健特別対策事業費補助金225万円、各種学校の感染症対策や児童生徒の学びを保障する体制を整備するための財源として国庫補助金、こちらを充当するというものでございます。

12ページでございます。17款2項1目3節の立ち木売却収入214万5,000円は町有林間伐材の売却収入について実績に伴い増額補正をするというものでございます。

13ページ、18款1項2目1節の指定寄附金20万円は、まちづくりへの寄附を1件お受けしたため、増額補正するものでございます。ちなみに、こちらの寄附は開発行為に必要な概要パンフレット、環境モデル都市推進係予算、こちらに充当を予定をしております。その下、ふるさとづくり寄附金1,700万円は当初予算の見込み以上に寄附をお受けしたことから、増額補正するというものです。その下、企業版ふるさとづくり寄附金600万円は、企業版ふるさと納税について新たに2企業から寄附の申出があったことから、補正するというものでございます。充当事業は2件ともSDGs事業、ニセコの生活モデル地区事業に対するものとなっております。

続きまして、14ページ、19款1項8目1節の減債基金繰入金1,900万円の減額は、実行予算の決算見込みにより過疎ソフト分の償還財源の取崩し1,900万円を全額解消できる見込みとなったため、減額補正するというものでございます。

15ページになります。20款1項1目1節の前年度繰越金6,675万円の減額は、歳入歳出均衡に伴う補正でございます。これにより繰越金の留保額は1億4,652万3,000円となります。

16ページ、21款5項4目14節の備荒資金支消金2,310万円の減額は、実行予算の決算見込みにより取崩しを全額解消できる見込みとなったため、減額補正するものでございます。その下、23節の雑

入の元気な担い手育成対策事業負担金20万円は、新規就農資金貸付金100万円のうちJA負担分となる20万円を補正するというものでございます。その下、町有建物災害共済金1,515万円は、雪害等により破損した町民センターほか8か所の修繕費について災害共済金が充当できる見込みとなったことから、補正するというものでございます。

それから、17ページ、22款1項2目2節の倶知安厚生病院増改築事業費1,830万円の減額は、事業費の変更に伴う減額補正ということでございます。

その下、7目1節の過疎地域自立促進特別事業債1,780万円は、過疎対策事業債のソフト分について1,780万円の追加配当がされる見込みとなったため、増額補正するものでございます。その下、2節の公共土木施設単独災害復旧事業債2,540万円は、昨年4月13日の融雪、8月4日、11月9日の大雨により被災した箇所への復旧費について災害復旧事業債が充当できる見込みとなったことから、補正するというものでございます。

続いて、4ページにお戻りいただきたいと存じます。4ページの第2表、繰越明許費でございます。ここに記載した7つの事業は、令和3年度内にその支出が終わらない見込みのため令和4年度に繰り越して実施する事業でございます。なお、事業2つ目の産地生産基盤パワーアップ事業と一番下の土木施設災害復旧事業は昨年12月の議会で、また表の中ほどの公営住宅改修事業については昨年9月と12月の2度補正予算を可決いただいた事業でございます。それ以外の4つの事業は、先ほど歳出でご説明申し上げましたが、今回補正をお願いしている事業でございます。なお、大きく補正予算資料と書いた資料がございます。そちらの、こちらでございますが、この資料の1ページに繰越明許費の説明を載せてございますので、こちらについては後ほど御覧いただきたいと存じます。

次のページ、5ページでございます。第3表、債務負担行為補正でございます。まず、上段ですが、このたび倶知安厚生病院の第2期整備事業の工事契約が締結されたことで各年度の限度額、併せて事業期間1年延長ということでございますが、これが変更になったということで、1年延長に変更になったということで、記載のとおり変更いたします。次に、下段の廃止の案件でございます。旧役場庁舎跡地について駐車場として整備すべく昨年12月議会にて記載のとおり債務負担行為をご承認いただきました。同時期に老朽化により近く建て替えを要する案件であった消防庁舎について財源負担が大きく、課題となっておりますところ、かねて実施しておりました耐震診断で建物1階が基準を満たさないとの速報がありました。これを受け、消防庁舎を早急に建て替える必要が生じたことから、消防庁舎、役場駐車場、防災備蓄庫の機能を併せ持った施設整備が各機能の維持確保、効率性、財源負担の面から相当に優位であるとの判断に至りました。このため、12月議会を設定をいただきました下段の債務負担行為については廃止を提案させていただきます。なお、消防庁舎の再整備基本計画や役場庁舎の解体工事は令和4年度当初予算に上程させていただきます。

次のページ、6ページでございます。第4表、地方債補正でございます。上段の追加ですが、公共土木施設関連事業について災害復旧事業債が充当できる見込みとなったことから、記載のとおり限度額2,540万円を地方債として補正いたします。次に、下段の変更でございますけれども、倶知安厚生病院の工事契約が締結されたことで本年度の事業費が1,830万円減額となったことから、限度額

を記載のとおり変更いたします。その下、過疎地域自立促進特別事業については、過疎対策事業債のソフト分について1,780万円の追加配当がなされる見込みとなったため、限度額を増額補正いたします。

続きまして、飛んでいただきまして、27ページでございます。27ページ、債務負担行為の増減に関する調書でございますが、こちらも倶知安厚生病院の第2期整備事業の工事契約が締結されたことで各年度の限度額、併せて事業期間が変更になりましたので、記載のとおり変更させていただくということでございます。

次のページ、28ページでございますが、地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載してございます。こちらについては、変更になった部分は4番の公営住宅事業債、それから7番、8番ということで、少額でございますが、変更になってございます。後ほど御覧いただければと存じます。

それから、本補正予算の各会計の総括表及び歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みについては別冊の補正予算資料ナンバー1、こちらを後ほど御覧いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

すみません。ちょっと説明不足のところがございます。11ページでございます。5目1節の公立学校情報機器整備費補助金58万5,000円、こちらについては教職員用のパソコン、クロームブックを購入するための財源としてということでご説明しましたが、国庫補助金、上限117万円の補助率2分の1、これを充当するというところがございます。ちょっと説明が不足しておりました。それから、学校保健特別対策事業費補助金225万円、こちらについては各学校の感染症対策や児童生徒の学びを保障する体制を整備するための財源といたしまして、国庫補助金、小中学校1校当たり上限90万円、高校1校当たり上限180万円のそれぞれ補助率2分の1、これを充当するというところを追加でご説明を申し上げます。大変失礼をいたしました。

議案第14号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第21、議案第15号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算についてということございまして、議案の29ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表、これが歳入歳出予算補正の歳入、こちらを30ページに載せてございます。

続きまして、31ページの第2表、地方債補正でございます。簡易水道事業について起債が充当できる見込みとなったことから、限度額を80万円増額変更しております。

32ページ、33ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を載せてございます。

33ページの歳出を御覧いただきたいと思っております。今回は一般財源を80万円減額し、地方債を80万円増額するという構成になっております。

34ページ、歳入でございます。34ページの歳入ですが、一般会計繰入金として80万円を減額し、次のページ、35ページ、こちらの町債の簡易水道事業債（配水管布設事業）と書いてございますが、こちらで80万円の増額計上をしております。これは、SDGs街区に配水管を布設するための実施設計について対象区間を第2工区まで延長するなど発注内容の見直しを行った費用に対し過疎対策事業債及び簡易水道事業債が充当できる見込みとなったことから、増額補正するというものでございます。

次のページ、36ページ、歳出でございます。3款1項1目建設改良費において80万円、財源の振替を行っております。

続きまして、37ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載してございます。右から3列目、当該年度中起債見込額の合計欄について12月議会での補正から記載のとおり簡易水道事業債と過疎対策事業債を合わせて80万円、こちらを増額し、合計で2億4,400万円に増額変更しているという内容でございます。

なお、本補正予算の各会計総括表及び歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みについては、後ほど先ほどの別冊の補正予算資料ナンバー1を御覧いただければと存じます。よろしく願いいたします。

議案の15号については以上でございます。

続きまして、日程第22、議案第16号 令和3年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算について説明をいたします。

39ページをお開きいただきたいと存じます。議案第16号 令和3年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

当初予算で計上しております昆布地区農業集落排水事業負担金について、本町西富地区と広域処理を行う蘭越町昆布地区終末処理場の整備改修等に伴う実施設計費用が含まれていますが、この費用に対し過疎対策事業債及び下水道事業債合わせて100万円が充当できる見込みとなったことから、補正するというものでございます。なお、事業費は変わらず、財源の振替のみということで行います。

続きまして、40ページ、第1表、歳入歳出予算補正の歳入が40ページでございます。

41ページ、第2表、地方債補正ですが、今ほど説明した昆布地区農業集落排水事業に係る起債を新たに100万円を限度として起こしてございます。

それから、42ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

それから、43ページ、こちらは財源内訳の変更で、一般財源を100万円減額し、地方債を100万円増額してございます。

それでは、歳入の説明をいたします。44ページでございます。一般会計繰入金ですが、事業に係る費用の一部に対し起債を充当することとなったため、100万円を減額しております。

45ページ、ただいまご説明いたしました一般会計繰入金から振替として農業集落排水事業債、昆布地区農業集落排水施設機能強化事業、こちらに100万円を計上いたします。

歳出でございます。46ページでございます。2款管理費、1項1目維持管理費について財源内訳のみ一般財源から地方債に100万円を振り替えております。

47ページ、地方債の現在高に関する調書ですが、表の右から3つ目、当該年度中起債見込額を下水道事業債及び過疎対策事業債それぞれ50万円、合わせて100万円増額をしております。

なお、こちらについても補正の枠組み等につきましては別冊の補正予算資料ナンバー1を後ほど御覧いただきたいと存じます。

議案の第16号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第23、議案第17号 令和4年度ニセコ町一般会計予算について説明をいたします。

ニセコ町各会計予算、こちらの厚い予算書の、こちらでございます。こちらの1ページをお開きいただきたいと存じます。議案第17号 令和4年度ニセコ町一般会計予算。

令和4年度ニセコ町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億2,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

令和4年3月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

最初に、令和4年度の予算の全体像ということでございます。まず、別冊の予算に関する参考資

料をお手元にご用意いただければと存じます。こちらでございます。予算に関する参考資料でございます。まず、これの1ページをおめくりいただきたいと思っております。令和4年度の各会計の予算総額は61億8,010万円で、前年度比4億1,940万円の増額計上ということでございます。各会計の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。款別の予算比較、一般会計歳入を2ページに載せてございます。特徴としては、一番上、町税、こちらが1,557万8,000円の減ということですが、コロナ禍に伴う固定資産税の徴収猶予分の完納に伴う滞納繰越額の大幅な減額計上、それから観光入り込み客の落ち込みによる入湯税の減収などを反映してございます。それから、自主財源の合計でございますが、これは1款、それから13から14款、17款から21款、これらの全部の合計ということなのですが、自主財源の合計が16億3,284万6,000円となりまして、全体に占める割合は31.9%ということでございます。また、地方交付税は全体の45.1%を占める割合となっております。

歳出は、3ページに記載したとおりでございます。

続きまして、4ページ以降には特別会計予算を載せてございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、11ページから13ページにかけて性質別予算の前年比較、それから14ページから、14、15、16ページにかけて節別予算の前年比較を掲載してございます。こちらも後ほどご確認をいただければと存じます。

次に、飛びまして、37ページ、基金の状況でございます。37ページをお開きいただきたいと思っております。一般会計の令和3年度見込みは記載のとおりでございますが、庁舎建設基金のほか大きな取崩しは予定してございません。令和4年度は積立金3,351万3,000円、取崩し額は4億810万4,000円を計上してございます。今後の予算の執行においては、さらなる財源確保と経費節減、効率的執行に努め、決算での基金繰入金の圧縮に努めてまいります。

また、進んでいただき、40ページから49ページ、こちらにかけましては各事業の予算比較、主な増減理由を記載してございますので、こちらも後ほど参考としていただければと存じます。

それでは、令和4年度予算について款、項、目、節に沿って説明をしてまいります。当初予算ということで全会計にまたがりますので、新しい事業であるとか大きな増減があったものを中心に説明をさせていただきます。少し長くなるかと存じますが、ご勘弁いただき、よろしく願いいたします。

それでは、予算書の本体、こちらに戻っていただきまして、こちらの2ページを御覧いただきたいと思っております。まず、2ページは第1表、歳入歳出予算の歳入で、4ページまで続いています。

5ページ、6ページが歳出でございます。

7ページから10ページの第2表と第3表は飛ばしていただきまして、12ページが歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

それから、13ページの歳出合計の一番右下、令和4年度予算に係る一般財源は、一番右下ですが、一般財源は35億4,534万7,000円ということですが、この一般財源は予算合計に対する割合としては69.2%ということでございます。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明を申し上げます。58ページをまずお開きいただきたいと存じます。まず、58ページでございます。1款議会費の予算総額は4,340万7,000円となり、前年度比86万6,000円の減ということでございます。

1枚めくっていただいて60ページ、2款総務費でございますが、1項1目の続きで61ページの真ん中辺り、12節委託料、こちらではこの欄の一番下、統合型GIS機能追加業務委託料33万3,000円、委託料の一番下です。33万3,000円、こちらは統合型GIS、地理情報システムに地物、地上にあるものと、例えば電柱などがそうですが、その重なりデータを抽出する機能を追加するというので、底地の地番などを抽出して、各工作物、施設の管理や土地の権利関係の確認に役立てるというためのGISの追加業務でございます。それから、62ページ、18節の下から3つ目、北海道自治体情報システム協議会負担金4,223万4,000円、こちらは前年度比530万5,000円増で、自治体情報システムの標準化、共通化、オンライン化、これらに対応するシステム改修が主な増加要因となっております。続きまして、63ページ、上から3行目、地域活性化起業人事業負担1,000万円、こちらは国の制度を活用し、都市部の企業から人材を派遣いただき、専門知識などを活用してニセコ町の活性化につながる活動を行っていただくという経費です。このたびは、株式会社CHINTAIから出向いただいている社員の受入れに伴う費用ということでございます。財源として特別交付税560万円を見込んでおります。

続きまして、64ページ、こちらの3目交通安全費、一番下の14節、LED街路灯設置工事89万1,000円、こちらにつきましてはサイレン坂の街路灯設置工事が主なものということでございます。

それから、飛んでいただきまして、68ページ、企画費の69ページ、12節、こちらの1つ目、ニセコ町総合計画策定基礎調査業務委託料404万8,000円、こちらは現行の総合計画が令和5年度までとなっていることから、次期計画策定に向けた作業を令和4年、5年度と2か年にわたって取り組むこととしております。令和4年度は、主にこれまでの取組の検証と町民アンケート調査、これを実施するという経費でございます。続きまして、次のページ、70ページ、18節の続きになりますが、一番下、デマンドバス運行事業補助、前年度比281万7,000円増の2,792万3,000円、こちらを計上してございます。これは、児童生徒の登校時の通学バスについて路線の末端から乗車する生徒をにこっとBUS利用に切り替えます。これにより通学バスの乗車時間短縮を図るための経費、こちらが増えているということでございます。

続いて、70ページの一番下の左側、7目地域振興費、こちらでは地域おこし協力隊と集落支援員の予算を計上してございます。全体で前年から1,388万5,000円の増の1億5,654万8,000円となっております。財源は特別交付税で措置されます。地域おこし協力隊については、令和4年度は継続者が20名、新規採用者が15名の計35名分の予算を計上しております。内訳は、3年目隊員が10名、2年目が10名、1年目、新人が15名の予定でございます。配属先は、通年での応募状況によりますが、観光協会、ビュープラザ直売会、綺羅乃湯、中央倉庫群、農政課、企画環境課、町民学習課、有島記念館、幼児センター、こども館などを予定しております。また、集落支援員については令和4年度は6名が企画環境課、農政課、町民学習課、こども未来課などで活動を予定しており、集落支援員の報酬は各款、項、目で予算計上し、共通経費のみこちらの科目で計上をしております。で

は、主な経費の内訳でございます。71ページ、1節報酬の会計年度任用職員報酬として7,712万1,000円を計上しております。8節旅費では協力隊員の活動や隊員募集に係る旅費39万1,000円と集落支援員の活動旅費8万4,000円で47万5,000円、12節では協力隊活動や募集支援等の委託料として1,003万円の計上、それから13節では2つ目、協力隊の活動のための自動車借り上げに165万5,000円、その下、18節の地域おこし協力隊活動費補助6,058万7,000円は協力隊の全体活動費や個々の隊員の活動、研修、家賃、任期終了後の起業化、活動拠点の整備などを支援するための補助金として計上をしております。72ページ、一番上、集落支援員補助399万6,000円は、集落支援員の家賃補助となります。

その下、8目自治創生費は全体で前年度比851万4,000円増の6,859万8,000円の計上でございます。ここでは中央倉庫群の管理運営、移住対策を含めた自治創生総合戦略の推進、地域公共交通最適化を図るローカルスマート交通深化・展開事業、林業などの地域資源活用循環事業、官民連携や企業版ふるさと納税制度の活用など持続可能なまちづくり推進事業、SDGs事業の推進について計上をしております。73ページの12節委託料、こちらの一番上、地域資源活用に向けた体制構築、実証試験業務委託料1,928万5,000円、こちらはこれまで木材を中心に地域資源の活用に向けた検討調査を進めてきましたが、その中核的な役割を担う組織体の構築を図り、将来的な自走化に向けた事業展開、実証を進めるもので、地方創生推進交付金を活用して実施をいたします。財源として地方創生推進交付金2分の1、それから特別交付税4分の1を見込んでおります。その下、持続可能なまちづくり推進支援業務委託料1,649万9,000円は、環境面を軸に民間企業などと多様な連携の下で様々な取組を進めていくため、企業とのパートナー制度の構築や本町でも増加傾向にある企業版ふるさと納税のさらなる活用を促進する取組を官民連携の組織体であるまちづくり会社と共に進めていくものでございます。あわせて、具体的な連携事業として住宅性能事前届出制度の検討、試行、一般住宅も対象にした省エネ診断、高性能住宅の宿泊体験、住宅性能効果の見える化など脱炭素化に向けた取組を実施するほか、環境教育など普及啓発事業、町内の取組の周知、PRなども一括して実施し、企業パートナーの獲得や企業版ふるさと納税の活用などをツールに官民など多様な連携の輪を拡大し、さらに連携事業を実践していくということにより持続可能なまちづくりを推進していくための事業ということでございます。財源として地方創生推進交付金2分の1、特別交付税4分の1、企業版ふるさと納税20万円を見込んでおります。その下、中央倉庫群管理運営委託料は、前年度比193万6,000円増の851万6,000円を計上しております。これは、令和4年度から新たな3年間の指定管理期間となることに伴い3年後も見据え、より安定、継続的な運営が可能となるよう積算内容を見直したことによるものでございます。具体的には中央倉庫群の運営に対し地域おこし協力隊を派遣することを前提に積算しておりますが、協力隊は最長3年の任期で、1年ごとに入れ替わりがあり、質、量とも流動的であることから、その役割を、割合を見直し、指定管理団体の人員の配置も一定程度可能となるように見直しを行いました。その下、移住定住支援業務委託料、前年度比235万2,000円増の540万8,000円を計上、この増額は移住定住支援員の増員によるもので、英語対応も含めた情報発信の充実、希望者受入れなど現地コーディネート機能の充実、移住定住コミュニティ形成などを図ってまいります。なお、財源として特別交付税が措置される予定でございます。

続きまして、14節まで下がっていただいて、中央倉庫群営繕工事30万円は旧でん粉工場の駐車場スペースについて砕石を入れ、補修を行うというものでございます。続いて、18節までお下がりいただき、18節の上から4つ目、地域公共交通最適化検討実証運行事業補助、こちらはローカルスマート交通深化・展開事業で冬期のスキーバス及び冬期の域内周遊バス運行を一本化し、新たなニセコ周遊バスとして引き続き実証運行を行うと、そのための経費でございます。今年度は、さらにコロナ禍により落ち込んだバス利用を町内消費の拡大に向けバス往復券と町内飲食利用券をセットとしたクーポン事業を行うこととしておりますが、運行日数について実績を踏まえ見直したことにより総額として減額となっております。財源として地方創生推進交付金2分の1、特別交付金4分の1を見込んでおります。その下、ワーケーション促進モデル事業補助80万円の新規計上でございます。こちらは、総務課参事を現在やっておりますが、株式会社CHINTAIから出向している社員からの提案事業で、ワーケーションの取組の一貫として来年度はプログラミング養成講座をニセコ町で開催し、若い人への認知度アップや夏場の宿泊需要の喚起策としてモデル事業を実施するというものでございます。

その下、左側の9目財政管理費、こちらについては74ページ中段まで記載のとおりでございます。

10目会計管理費の75ページ、上段、18節の公金収納事務取扱負担金93万6,000円、こちらの新規計上は、株式会社北洋銀行が収納代理機関として取り扱う公金収納について令和4年度から道内全域で費用負担が発生するという事となったことに伴う計上でございます。

それから、11目庁舎管理費の76ページ、12節委託料の下から2つ目、施設清掃業務委託料、前年度比91万1,000円増の473万5,000円は主に庁舎内外の清掃に関する委託料で、人件費の増加に加え、カーペットなど清掃とガラス清掃を重点的に行うため経費が増加してございます。その予算ということでございます。その下、14節の庁舎営繕工事110万円の新規計上は、補償の範囲を超えて修繕を行う場合に備えて計上しているものでございます。

続きまして、12目財産管理費、こちらの77ページ、11節の上から4つ目、廃棄物処理手数料、前年度比55万円増の110万円の計上で、旧庁舎の備品等を廃棄するための費用でございます。14節の2つ目、町有建物解体工事505万7,000円の新規計上は、福井地区にある老朽化した旧教員住宅1棟、こちらと寄附を受けた町有建物2棟を解体する費用でございます。その下、町有地整備工事99万9,000円は、新規計上は有島7号と8号の横にある側溝と、物置が民地に入り込んでいるため、その改善のための整備を行うということでございます。

13目職員厚生研修費、78ページ中段にかけて、こちらについては記載のとおりでございます。

それから、14目自動車維持費、こちらは79ページ中段にかけて記載のとおりでございます。

それから、79ページの15目町民センター費、12節委託料の一番上、公衆無線LAN更新業務委託料244万3,000円の新規計上については、センターなどでの利用や災害時の避難場所となった際の接続数を確保するために無線LAN機能の向上を図るというものでございます。それから、次のページ、80ページ、こちらの中段、上のほうです。17節備品購入費の一般備品622万円、こちらについては昨年11月に民間の方から寄附をいただき、町のホールのピアノ購入に充ててほしいというご希望に沿って、ピアノ購入として新規に計上するものでございます。

それから、16目地域コミュニティセンター費、同目の一番最後、14節の地域コミュニティセンター営繕工事78万1,000円、こちらの新規計上は近藤地域コミュニティセンターの屋根の塗装工事でございます。

それから、左側、下のほう、17目職員給与費、こちらは1枚おめくりいただきまして、82ページの中ほど、18節負担金補助及び交付金の3つ目、北海道派遣職員負担金150万円、こちらの新規計上は、2021年に策定をいたしました森林ビジョンを軸に今後ゼロカーボン化を見据えたアクションプランの策定とその推進、それから森林イノベーション事業を担う地域商社の立ち上げを推進するため北海道から職員を派遣いただく負担金ということでございます。

その下、18目防災対策費、こちらの次のページ、83ページ、下のほうでございますが、17節備品購入費の一般備品61万6,000円、これは指定避難所、高校用の発電機でございます。

それから、84ページの19目地籍調査費、こちらは記載のとおりです。

その下、20目庁舎等整備費、12節の消防庁舎再整備基本計画策定業務委託料584万1,000円、それからその下、役場旧庁舎解体工事施工監理業務委託料330万円、その下、14節の役場旧庁舎解体工事1億3,871万8,000円、このいずれも新規計上については消防庁舎及び防災倉庫並びに防災駐車場、こちらを整備するための基本設計と旧役場庁舎の解体工事及び解体監理の委託業務ということで計上をしております。

21目諸費、これは記載のとおりでございます。

85ページ、22目式典費、7節のその他謝礼20万円、その下10節の消耗品費121万8,000円、こちらは令和3年度に開催を予定しておりましたニセコ町開基120周年記念式典ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ開催を見送り、令和4年度に改めて開催いたしたく予算計上したものでございます。

85ページの23目新型コロナウイルス特別対策費ですが、令和4年度当初予算でここに計上いたしました予算はコロナ特別対策として感染予防に伴う消耗品購入や各種事業に係る行政のデジタル化、ソーシャルディスタンスの確保、人の接触機会低減などに関連して予算計上しており、国の10分の10補助金を充当する事業ということで計上しております。まず、23目10節の消耗品366万4,000円は、役場庁舎や公共施設における来庁者用手指消毒及び窓口等の除菌対策に係る用品でございます。その下、12節の法人住民税システム構築業務委託料75万5,000円、こちらは近年町内の法人数が増加していることによる課税徴収事務の増大と税の電子化事務に対応するため新たに法人町民税に関するシステムを構築するための費用でございます。その下、17節の一般備品87万2,000円、こちらはマスク着用の日常化や3密対策として各公共施設で不足する冷風機、座卓、マイク型拡声器などを購入するための費用でございます。その下、18節の上から北海道自治体情報システム協議会負担金663万3,000円は、国が進める情報標準化整備事業への対応を含め、ニセコ町で導入済みの健康カルテシステムの改修を行い、住民の健診結果情報や健診時の予約受付手続などを総合的に管理するほか、国との情報連携に必要なデータ作成が行えるようシステム構築をするというものでございます。その下、中央倉庫群振興支援事業補助金50万円は、コロナ禍での事業活動の回復支援、それからコミュニティの交流促進などを図るため町内の事業者や個人が中央倉庫を活用する場合に施設の使

用料をこちらにて支援をいたします。その下、ニセコ福祉会補助991万7,000円は、ニセコ福祉会での新型コロナ感染対策強化に係る清掃員人件費、それから介護員時間外手当、PCR検査キット購入経費のほか、コロナによるデイサービスセンター利用者減に係る雇用者維持のための人件費補助を行います。その下、ポイントカード普及拡大事業補助621万3,000円は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策の一環として子育て世代への支援として還元ポイントの拡大や綺羅ポイント還元セールを実施し、消費者支援と同時に町内消費活動を活性化させると同時に綺羅カードの活用へ向けて取組を進めるというものでございます。その下、中学校修学旅行補助113万円は、コロナ禍でのソーシャルディスタンス確保のためバス増便をする費用、それから併せて東日本大震災の被災地、特に仙台市、松島などの復興を学ぶ費用として中学校の修学旅行に支援をいたします。

その下、2項税費、1目税務総務費は、86ページ上段にかけて記載のとおりでございます。

その下、2目賦課徴収費の87ページの上から3つ目、12節の固定資産税標準化鑑定評価委託料122万円、こちらは3年に1度町内の標準宅地の鑑定評価を不動産鑑定士に委託する費用ということでございます。同じページの一番下、22節の過誤納等還付金1,000万円は、コロナ禍による経済状況の悪化などから修正申告や更正の請求による還付金が増大している傾向があります。そのため、令和4年度は令和3年度の実績額に準じた予算額を当初から計上しております。

88ページ、3項戸籍住民基本台帳費、1目18節の1つ目、北海道自治体情報システム協議会負担金、前年度比389万9,000円増の1,432万2,000円は、戸籍システム改修負担金の増によるものでございます。

2目中長期在留者居住地届出等事務、それから89ページ、4項選挙費、こちらが90ページ、91ページまで記載のとおりということでございます。

91ページの5項統計調査費、それから92ページの6項監査委員費、こちらについても記載のとおりということでございます。

それから、93ページ、3款1項1目社会福祉総務費の……

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

この際、4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時15分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） 引き続きよろしくお願いたします。

93ページの3款1項1目社会福祉総務費、こちらの次のページ、94ページ、12節委託料でございます。その3つ目、移動支援委託料566万3,000円の新規計上、こちらについては障害者の余暇活動など車での移動による支援を行うもので、近隣町村の事業所への委託ということで実施するものでございます。同じページの下から3つ目、18節の北海道自治体システム協議会負担金221万9,000円

のうち148万5,000円は障害者データベース構築のための障害者福祉システム改修に係るもの、それからそのうち66万円はこのシステムの保守料、7万4,000円は後期高齢者窓口負担割合変更に伴う医療費給付システムの改修費という内訳でございます。それから、95ページを飛ばし、96ページ、下から4つ目、19節ですが、介護給付等給付費348万円の増の9,917万8,000円は障害者の介護サービス利用に係る給付費で、令和4年度はグループホーム利用者が2名増えたということにより増額予算となっております。介護給付見込み者数は障害者33人、障害児14人となっております。

それから、97ページ、2目老人福祉費、こちらの98ページ、12節委託料、こちらの下から3つ目、ニセコ町介護保険サービス推進体制最適化検討業務委託料496万4,000円の新規計上、これはニセコ福祉会で赤字経営が続いており、町からの財政支援も増加傾向になっているため、福祉会の財政状況を分析し、収支の改善につなげる案を検討する委託業務ということで予定しているものでございます。

続きまして、99ページ、こちらが一番下、3目後期高齢者医療費、こちらの次のページ、100ページの上から2つ目、18節の後期高齢者医療給付費負担金、前年度比548万3,000円増の6,231万3,000円の計上、これは北海道後期高齢者医療広域連合の保険給付事業に伴う後期高齢者医療給付費7億4,775万8,000円の12分の1について負担するものでございます。

それから、4目国民年金事務費、こちらは記載のとおりでございます。

それから、2項児童福祉費、1目1節報酬の2つ目、会計年度任用職員報酬283万9,000円の新規計上は、ニセコ子ども館の運営や子育て支援に取り組む団体のサポートを通じて地域の子育て支援を担う集落支援員を新規で1名配置するというものでございます。101ページ、中ほど、12節委託料の2つ目、ファミリーサポートセンター運營業務委託料364万2,000円、こちらと2つ下、17節の備品購入費15万円、それからその下、18節のファミリーサポートセンター事業補助373万4,000円、いずれも新規計上予算でございますが、これは子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人を結び、子育てを地域の総合援助で支え合うファミリーサポートセンター事業を新規に実施するというものでございます。なお、財源として子ども・子育て支援交付金、国、道それぞれ3分の1を見込んでおります。その下、子育て支援活動事業補助20万円の新規計上は、保護者が主体となり、特色ある保育を進める子育てサークルを支援し、多様な保育ニーズに対応するとともに、地域の力を活用した子育て支援を進めるというものでございます。

それから、102ページ、103ページにわたり2目児童福祉施設費、これは記載のとおりでございます。

進んでいただきまして、104ページ、4款1項1目保健衛生総務費、18節の4つ目、倶知安厚生病院第2期整備費用負担事業負担金は前年度比694万6,000円増の3,166万4,000円を計上、同じく18節の下から2つ目、倶知安厚生病院救急医療等体制整備補助、前年度比62万円増の1,570万5,000円の計上、これは倶知安厚生病院の運営費、赤字補填として7町村の協定により総額2億円を倶知安町が7割、残りの3割を6町村において均等割3分の1、人口割3分の1、患者割3分の1の割合で負担をしてございます。その下、ニセコ医院医療施設整備費補助金、前年同額の102万9,000円は、CT、エックス線装置の保守料に係る補助金でございます。

このページの一番下、2目予防費は主に新型コロナウイルスワクチン接種に係る予算を抜き出してご説明をいたします。まず、105ページ、1節の予防接種健康被害調査委員報酬4万8,000円は、予防接種による健康被害があった場合の調査等を行う委員の報酬、その下、会計年度任用職員報酬、ワクチン接種に係る業務を行う看護資格のある職員の人件費、その下、3節職員手当等229万4,000円はワクチン接種を行う際の職員の時間外と管理職特別手当、その下、7節の一番下、新型コロナウイルスワクチン接種協力謝礼749万7,000円はワクチン接種を行う医師及び看護師等の謝礼、その下、8節の費用弁償11万1,000円は会計年度任用職員の通勤手当、その2つ下、10節の消耗品費115万2,000円のうち76万2,000円は接種に係る消耗品と事務用品、その下、食糧費19万2,000円は集団接種時の医師、看護師、職員昼食代、その下、印刷製本費4万円は接種券の封筒作成、その2つ下、11節の通信運搬費115万3,000円のうち79万5,000円は接種券の郵送料金、それとPCタブレットの通信料、ワクチン保管用冷蔵庫の無停電装置の通信料、その下、手数料の9万7,000円は接種周知の新聞折り込み料と接種会場で使用した衣料等のクリーニング料ということになります。106ページ、11節の役務費の続きですが、中段より下、管理手数料60万円はワクチン保管用冷蔵庫、無停電装置、発電機などの管理料、その4つ下、新型コロナウイルスワクチン接種請求事務取扱手数料18万円はニセコの町民が他市町村で接種した場合の国保連への支払い請求代行手数料ということになります。その下、12節委託料の107ページ、上から2つ目、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料1,104万1,000円は接種を行った医療機関へ支払う委託料及び診療時間外に行った加算分の予算となります。その5つ下、廃棄物処理委託料13万8,000円は、接種で使用したシリンジなどの廃棄料です。2つ下、これはコロナとは別ワクチンの予算でございますが、子ども向け定期予防接種業務委託料、前年度比148万1,000円増の897万4,000円の計上です。日本脳炎に係る予防接種費用が増額した要因でございます。その2つ下、コロナワクチン関連に戻りまして、公共施設駐車場等交通整理業務委託料21万8,000円は接種会場での駐車場整理に係る警備会社への委託、13節の複写機使用料4万2,000円は接種事務に係るもの、その下、接種予約システム使用料132万円はインターネットで予約を受け付けるシステムでございます。その下、接種管理システム使用料110万円は受付などで接種に係る情報管理をするシステム、それからその下、自動車借り上げ料228万4,000円は接種会場までの移動が困難な方が利用する車両に関する経費でございます。以上、コロナワクチン関連予算は食糧費を除き国の10分の10財源で補填されるということでございます。

108ページ、3目環境衛生費、1枚おめくりいただきまして、110ページ、一番上、18節になりますが、合併処理浄化槽設置整備事業補助、これは前年同額の822万円を計上いたしました。

4目ニセコ斎場費、それから111ページの5目保健師設置費、それから6目保健衛生普及費は、記載のとおりということでございます。

このページの一番下、7目環境対策費、こちらの次のページ、112ページ、こちら下の12節委託料の環境基本計画策定・環境白書作成支援業務委託料364万7,000円の新規計上は、現行の環境基本計画が令和5年度までとなっていることから、次期計画策定に向けた作業を令和4年、5年度と2か年にわたって取り組むということにしております。令和4年度は、主にこれまでの取組の検証作業を進めます。その下、統合型GIS機能追加業務委託料18万円の新規計上は、導入済みの統合型

G I Sシステムに新たに町水資源地域の面的情報を加えることで開発案件等に対し企画環境課担当以外でも効率的に確認、把握ができるというようにするためのものがございます。

続きまして、113ページ、2項清掃費のところですが、1枚おめくりいただき、114ページ、12節委託料では上から2段目のじん芥収集業務委託料357万5,000円増の7,791万3,000円を計上、その2つ下、空き瓶・ペットボトル分別保管業務委託料は507万1,000円増の2,673万円を計上してございます。

1枚おめくりいただきまして、116ページ、5款労働費、こちらについては記載のとおりでございます。

117ページ、6款農林水産業費は117ページ、118ページ、119ページをおめくりいただき、120ページの上から4つ目、18節ですが、農林水産業6次産業化支援事業補助280万円、こちらの新規計上は農産物の6次加工を行う予定の農業者2件に対し助成を行います。2つ下、農業次世代人材投資資金、青年就農給付対象者への給付金として前年度比450万円増の1,275万円を計上してございます。本事業は一定条件の下、就農直後5年以内の農業者に最大年間150万円、新規夫婦収納225万円の交付金が交付されるもので、財源は全額道補助金が充当されます。令和4年度は継続分を含め夫婦就農5組を含む6件分を見込んでございます。

その下、4目畜産業費は記載のとおりでございます。

121ページ、5目草地管理費、中ほど下の12節委託料の2つ目、草地畜産基盤再整備事業委託料267万円、こちらの新規計上は集約草地の牧草更新を6牧区に分け実施するもので、令和4年度は採草地として使用している第3牧区7.4ヘクタールの更新を行います。

同じページの下、6目農地費、こちらは1枚おめくりいただき、122ページの次の123ページの18節負担金補助及び交付金の下から2つ目、多面的機能支払交付金3,920万5,000円の計上、これにつきましては22万4,546アールの対象農地面積に対し田が1アール当たり350円、畑が1アール当たり130円、草地が1アール当たり20.5円、これを交付し、地域資源の保全推進と農村の環境保全を実施する8団体に交付するというものでございます。

続いて、7目水田農業振興費、8目担い手対策費、それから9目農業者年金費、これについては記載のとおりでございます。

続いて、次のページ、124ページ、10目農業経営基盤強化促進対策費、こちらの18節の経営継承発展等支援事業補助200万円、こちらの新規計上は昨年開始され、経営者となった農業後継者に対し最大100万円の助成を行うというものでございます。補助率は2分の1でございます。

続きまして、11目土づくり対策費、こちらは記載のとおり。

それから、125ページ、2項林業費、1目12節の有害鳥獣駆除業務委託料、前年度比296万2,000円増の593万2,000円の計上、こちらはカラスの増加に伴う農業被害対策として講じる予算として堆肥センターにカラス駆除用の箱わなを設置、撤去する委託費及び設備を管理する委託費を合わせた費用になります。次に、18節でございますが、18節の続き、126ページ、上から5行目、豊かな森づくり事業補助、前年度比112万9,000円増の203万9,000円の計上、これは計画的な造林を実施した事業体に対し助成する事業で、本年度は7ヘクタール実施する予定でございます。

それから、2目町有林造成費、12節委託料の間伐事業委託料、こちらでは峠地区18ヘクタール、峠第2地区4.96ヘクタール、合わせて22.96ヘクタールで、搬出間伐の実施を予定し、前年度比349万6,000円増の699万4,000円の予算を計上しております。その3つ下、14節の峠地区町有林作業路函渠設置工事205万9,000円の新規計上は本年度より搬出間伐を計画している進入路を搬出等に堪え得る作業路とするための整備でございます。

127ページ、7款1項1目商工業振興費、18節の2つ目、商工業振興事業補助、前年度比314万6,000円増の1,868万1,000円、こちらはニセコ町商工会運営のための補助金で、増額の主な要因は商工会の記帳指導員の正職員雇用によるものでございます。その2つ下、にぎわいづくり起業者等サポート事業補助、前年度比100万円増額の300万円は実績を踏まえ、申請見込みの増によるものでございます。その下、地域内消費普及拡大事業補助179万8,000円の新規計上は、隔年で作成している商工会のグルメガイドマップの作成に係る補助でございます。

次に、2目観光費では令和3年度から岩手県釜石市ほかと連携し、持続可能なリゾート地を目指す様々な取組としてG S T C推進事業、こちらを実施しております。G S T Cとは、持続可能な観光の推進と持続可能な観光の国際基準をつくることを目的に2007年に発足した国連が認める非営利団体を示します。本町でも関係者などがこのG S T Cから国際基準の認証を取得する過程で観光の質の高さと持続性を身につけていくべく取り組んでいく予定でございます。では、G S T Cの補助事業関連予算に位置づけている項目をご説明申し上げます。1節報酬の2つ目、観光審議会委員報酬20万8,000円は、令和3年度に策定した観光振興ビジョンの進捗状況報告やその他検討事項を協議するため前年に引き続き計上するものです。次のページ、128ページ、G S T C関連でございます。8節の上から費用弁償5万4,000円、このうちの4万6,000円が観光審議会開催によるものでございます。G S T C関連として計上しております。その下、普通旅費157万4,000円のうち21万9,000円については、G S T C推進事業に伴う関連自治体の事務である釜石市との打合せなどによるものでございます。その下、特別旅費59万2,000円のうち19万5,000円は、持続可能な観光地合同カンファレンスなどに参加するためのものでございます。その下、10節の2つ目、燃料費73万8,000円のうち1万円がG S T C関連予算として計上してございます。129ページ、12節、こちら上から4つ目、着地型旅行整備事業委託料991万円は、令和3年度に引き続き着地型の旅行商品の造成実施や教育旅行、M I C Eの受入れを強化していくため観光協会に委託するというものでございます。G S T C関連です。その下、持続可能な観光指標モニタリング調査業務委託料165万円は、令和3年度に策定した観光振興ビジョンにおいて、K P Iという数値目標ですが、K P Iの一つに設定した観光事業に起因する環境負荷の客観的な数値が不足している部分について補完するため、調査の委託をするものでございます。その下、ニセコ駅の駅前案内標識看板更新業務委託料220万円は、ニセコ駅前の案内看板の表示を新しい情報に更新するというものでございます。G S T C関連でございます。また、12節委託料の下から2つ目、ニセコビュープラザ再整備基本設計業務委託料2,000万円は、令和3年度に策定したニセコビュープラザ再整備の基本設計の方向性を踏まえ、より詳細な完成イメージや仕様の内容について策定していくものです。その下、ニセコビュープラザ再整備測量調査設計業務委託料459万2,000円は、前述した基本設計の基礎データの一つとするため、現時点での道の駅周辺

の詳細な地形を測量するというための費用でございます。13節使用料及び賃借料の130ページ、上から2つ目、自動車借り上げ料7万2,000円のうち2万2,000円、こちらについてもG S T Cの予算でございます。G S T Cからちょっと離れまして、2つ下、綺羅乃湯宮繕工事1,925万8,000円、これは経年劣化により各種ポンプを制御するインバーターの交換や研修室のパネルヒーターの交換、暖房用ボイラー交換、電柱から施設に引込みしている高圧ケーブルの更新などを実施するというものでございます。18節負担金補助及び交付金ですが、130ページの下から2つ目、アンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会負担金、前年度比110万円増の289万4,000円、こちらを計上しております。増額の主な要因は、昨年12月に補正予算で計上させていただいた雪崩調書所への調査委託の中で人材育成を兼ねた人員の増を引き続き行うことを想定しているものでございます。本協議会では、アンヌプリ地区の雪崩事故やニセコルールの運用を行っており、雪崩情報の作成や調査などのほか、ゲートでの啓発活動なども行っております。131ページ、中ほど、G S T C予算に戻りますが、持続可能な観光モデル市町村協議会負担金400万円、こちらは令和3年度に引き続きG S T C関連事業を参加8自治体で連携して実施するため、負担金を拠出するというものでございます。その下、再度G S T Cから離れますが、地域活性化起業人事業負担金、前年度比1,000万円増の2,920万円の計上、これは令和2年度からJ T B及び日本旅行から各1名ずつ人材を派遣いただいておりますが、引き続き派遣を受けるために企業側へ支払う負担金でございます。令和4年度から商工観光課の参事の後任として、航空会社ANAからの新規派遣を予定しております。それにより1名分増加となるものでございます。この事業については、財源として1人当たり560万円の特別交付税が措置されます。その下、改めてG S T C関連予算でございますが、ウェブマーケティング事業補助330万円は、観光協会がインターネットからアクセスを解析して、ニセコ町への誘引、誘客に資する観光戦略のための調査費用として昨年に引き続き計上いたします。その下、持続可能な地域づくり官学共同研究事業補助30万円は、北海道大学観光高等学研究センターと連携して地域の観光の状況や課題について共同して研究、考察する費用として昨年に引き続き同額を予算計上しております。4つ下のサステナビリティコーディネーター事業685万5,000円は、G S T C、持続可能な観光に資する観光基準に基づく取組として関連事業の企画、運営などを担う人材を引き続き観光協会へ配置するというものでございます。その下、フットパスガイド人材育成事業補助70万円は、持続可能な観光アドベンチャートラベルとも親和性の高いフットパス事業のさらなる推進や裾野の拡大を進めるため70万円を計上しております。132ページ、一番上でございます。プロモーション動画制作事業補助556万円は、観光協会において国内外により多く訴求できるよう音楽と融合したユニークかつニセコの四季の魅力を取り上げた動画を作成し、またG S T C関連の受賞に向けたプロモーションなどができる動画の作成について補助をするというものでございます。

それでは、すみません。長くなりますが、ちょっと続けさせていただきます。132ページでございます。132ページの左側、3目消費行政推進費、こちらは記載のとおりでございます。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

◎延会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 本日はこれにて延会します。

なお、明日3月9日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

延会 午後 4時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪狩 一郎（原本自署）

署 名 議 員 小松 弘幸（原本自署）

署 名 議 員 高木 直良（原本自署）